

# 旧軍における捕虜の取扱い

## ——太平洋戦争の状況を中心に——

立川 京一

### <要 旨>

なぜ捕虜虐待は生起するのか。本質的な原因は何なのか。

本稿では太平洋戦争期における旧日本陸海軍の将兵・軍属等による連合国軍欧米人捕虜に対する虐待を主たる事例として用いて、捕虜虐待の原因を分析する。その際、捕虜虐待の原因を単に行為者個人、あるいは反対に全体の状況（例えば、戦況の悪化）に帰するにとどまらず、捕虜虐待を軍事組織に常に起こり得る病理として捉え、組織的・制度的観点、心理的観点、また、リーダーシップといった観点からの検討も試みる。

### はじめに

2004（平成16）年6月14日、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」が成立した。これによって、ようやく日本においても、捕虜の取扱いについて、その人道的な処遇のための制度的な整備という点では、相当程度、厳格な手続きが定められた。しかしながら、世界を見渡せば、依然として、戦争中における捕虜に対する虐待の事例が生起しているという現実もある。イラク戦争での旧アブグレイブ刑務所におけるケースは記憶に新しい。通常はいかなる国の軍隊においても、制度的に捕虜に対する虐待が容認されているわけではない。捕虜の人道的な待遇を定めた国際条約も整備されている。しかるに、なぜ捕虜虐待は生起するのか。本質的な原因は何なのか。

本稿では太平洋戦争期における旧日本陸海軍の将兵・軍属等による連合国軍欧米人捕虜に対する虐待を主たる事例として用いて、その原因を分析する。その際、捕虜虐待の原因を単に行為者個人、あるいは反対に全体の状況（例えば、戦況の悪化）に帰するにとどまらず、捕虜虐待を軍事組織に常に起こり得る病理として捉え、組織的・制度的観点、心理的観点、また、リーダーシップといった観点からの検討も試みる。

なお、用語として、太平洋戦争の時代までは「俘虜」という言葉が公式には使用されていたが、本稿では、歴史用語や史資料の引用などの場合を除き、今日、一般化している「捕虜」を用いる。

## 1 捕虜虐待の事例とその背景

虐待という言葉には、国際的にも国内においても、合意を得た定義がまだない。参考までに、『広辞苑』によれば、虐待とは「むごく取り扱うこと。残酷な待遇<sup>(1)</sup>」であり、『社会福祉用語辞典』によれば、「力の強い者が、抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、精神的虐待、性的虐待のほかネグレクト（無視：食事を与えない、病気になっても病院に連れていかない等）がある<sup>(2)</sup>」となっている。

厚生労働省などによると、虐待は形態によって、暴力に代表されるような身体的な虐待、嫌な思いや恐ろしい思いをさせる、不安にさせるという心理的な虐待、相手にしない、放置するという無視（ネグレクト）や怠慢、拒否、そして、長期間にわたる意味のない拘束などに分類される<sup>(3)</sup>。これらに、物を盗む・隠す、金銭や財産を横領するなどの物質的虐待を加える説もある<sup>(4)</sup>。いずれの場合も、虐待は「権力や体力などの優位性に基づく強者－弱者の関係ゆえに、人間間で生じるもの<sup>(5)</sup>」で、「強い立場の者から弱い立場の者への人権・自由・尊厳を侵害する行為<sup>(6)</sup>」である。

太平洋戦争当時の捕虜の取扱いに関する国際条約は、捕虜を博愛の精神をもって人道的に取扱うことを求め、捕虜を捕獲した国はその国の軍隊と同等に捕虜を給養するよう規定していた。そして、捕虜に対する人道的な処遇を怠ったり、捕虜の権利を侵害したりすると、それが故意であるか、無意識であるかを問わず、捕虜虐待と認識された。たとえ国際条約が求めるように捕虜を自国の軍隊と同等に取扱ったとしても、文化や習慣、生活水準の違いなどから、捕虜の側は虐待されたと感じることがあった。実際、太平洋戦争中の日本軍の連合軍欧米人捕虜の取扱いにおいては、そうしたことが往々にしてあった。

太平洋戦争中に旧日本陸海軍の将兵・軍属等が連合軍欧米人捕虜に対して行った虐待行為の具体的な事例がすべて、今日まで伝えられているわけではないが、伝えられているものだけでもかなりの数にのぼる。したがって、ここでそのすべてについて言及することはあまりにも難しいが、紙幅の許す範囲で、できるだけ多くの事例をそれらが生じた状況によって分類して取上げ、あわせて、それらが生じた背景について述べる。

(1) 新村出編『広辞苑』第4版（岩波書店、1991年）647ページ。

(2) 中央法規出版編集部編『社会福祉辞典』新版（中央法規出版、2001年）85ページ。

(3) 市川和彦『施設内虐待——なぜ援助者が虐待に走るのか』（誠信書房、2000年）5～12ページ。

(4) 藤本修編著、荒賀文子、東牧子、角典哲ほか『暴力・虐待・ハラスメント——人はなぜ暴力をふるうのか』（ナカニシヤ出版、2005年）163ページ。

(5) 同上、2ページ。

(6) 同上、163ページ。

## (1) 捕虜収容所外で生じた捕虜虐待の事例

### ア 移動にまつわる虐待

捕虜の移動中に生じた虐待の事例で、最もよく知られているのは、おそらく、「バターン死の行進」であろう。1942年4月10日以降、フィリピンのルソン島のバターン半島とコレヒドール島において日本軍が捕獲した米比軍捕虜約7万人を捕獲地から100キロ以上離れたオドンネルの捕虜収容所に移動させる過程で約3万人<sup>(7)</sup>の死者を出した事件である。使用できるトラックが限られていたため、捕虜の大半は100キロを超える行程のうち、鉄道を利用する約40キロ<sup>(8)</sup>を除いて、炎天下を徒歩で行進しなければならなかった。日本軍も水や食糧に不自由していたため、捕虜たちは、行進の間、水、食糧、休息をほとんど与えられず、多くが戦闘での疲労に加えて、栄養失調から、赤痢、マラリアなどに罹患していたが、医薬品が不足しており、病人は適切な治療を施されなかった。歩行中、落伍者は日本軍の監視兵に殴打、打擲を加えられ、銃殺もしくは刺殺された者もいた。また、水を飲もうと井戸に近寄った捕虜は、列を乱した罪で銃殺もしくは刺殺された。

こうした惨劇を生んだ理由は、複数、指摘されている。まず、米比軍の降伏が予想以上に早く、また、捕虜の数も予想をはるかに上回ったため、給養、衛生、輸送、収容施設の準備ができていなかった。しかも、バターン半島は食糧が少なく、マラリアの瘴癘地であったため、早急に移動する必要があった。通常、米比軍は移動に車両を使っており、徒歩での行進に慣れていなかった。また、使用できるトラックが200台に限られていた。長期の戦闘で、降伏時にはすでに健康状態を損ねていた。医薬品、食糧、水が不足していた。野戦病院は日本軍の傷病兵であふれ、捕虜を引き受ける余裕がなかった。それに、日本軍の捕虜に対する蔑視感情、国際法軽視の風潮などが重なった<sup>(9)</sup>。

チモールでも1942年2月、港からクーバンの捕虜収容所まで、オランダ人捕虜が後ろ手に縛られたまま、5日間、行進させられた。捕虜は負傷し、飢餓に苦しんでいた上に、マラリアや赤痢に罹っていたが、日本人と朝鮮人の監視兵に打擲されながら歩行を強制された<sup>(10)</sup>。

1945年2月から6月にかけて、北ボルネオで発生した「サンダカン『死の行進』」も、捕虜が陸地を移動する際に、多数の犠牲者が出た事件である。サンダカンに飛行場を建設す

(7) このうち行進中の死者は、1万人強。死者はフィリピン兵が大多数で、米兵の死者は行進中に約600人、オドンネル収容所到着後に1万6,000人以上とされる(秦郁彦、佐瀬昌盛、常石敬一監修『世界戦争犯罪事典』文藝春秋、2002年、135ページ)。

(8) この間も捕虜は換気の悪い貨車の中で立ちっぱなしで、貨車の中で死亡する捕虜もいた。

(9) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』136～137ページ。

(10) 外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」(自昭和23年11月4日至昭和23年11月12日)(防衛研究所図書館蔵)191ページ。

る労務に、1944年8月の時点で、約2,200人の連合国軍捕虜が使役されていた。このうち約1,200人はその後、飢餓とマラリアで死亡したとされ、残る約1,000人のうち歩行可能な健康状態にある者が前後3陣に分かれて、サンダカンから約260キロ離れたラナウまで険しい山道を徒歩で移動することになった<sup>(11)</sup>(病気等のため移動できない捕虜はサンダカンに残され、そのまま病死するか、あるいは、終戦までに殺害された)。捕虜は全員が極度の栄養失調状態にあたり、マラリア患者であつたりした。携行した食糧はわずかであつた。落伍者は監視員の殴打、打擲によって歩行を強制され、最終的に歩行困難となれば処分された。2週間の行程ののち、目的地のラナウに到着した捕虜は200人に満たなかつたが、その後、病死、射殺などにより、生存者は逃亡した6人だけというのが本件の結末である<sup>(12)</sup>。

労働場所への移動中における虐待もあつた。1942年6月から開始された泰緬鉄道建設に動員された捕虜は、シンガポールからタイのバーンポーンまで鉄道もしくはトラックで移動し、下車後は現場まで山岳部の密林の中を大半は徒歩で向かつた。鉄道で移動する区間だけでも2,200キロあり、数日間、ぎゅうぎゅう詰めの貨車の中でほとんど立ちっぱなしで揺られながら過ごさなければならなかつた<sup>(13)</sup>。食糧、水の供給は極めて限定的であつた。多くの捕虜が、この時点ですでに体力を消耗していた。

1945年2月ごろ、スマトラ北部に軍用道路を建設する労務にオランダ人捕虜が動員された。捕虜収容所から現場まで、山道を徒歩で移動した。捕虜1,500~1,600人に対して、配属された監視員の朝鮮人軍属はわずか12人であつた。幸い死者は出なかつたが、落伍者は叩いてでも自力で歩かせるほかなかつた。捕虜を殴打した軍属は、戦後、戦犯として有罪判決を受けている<sup>(14)</sup>。

移動中の捕虜が最も命の危険にさらされたのは、海上を移動している最中である。海没捕虜はわかっているだけで1万844人にのぼる<sup>(15)</sup>。彼らのほとんどは白人捕虜で、労働力として用いられるために、南方や中国大陸から日本本土、朝鮮、台湾などに向かう輸送船に乗せられ、途中で連合国軍の攻撃に遭つたのである<sup>(16)</sup>。死者の多くは船と命をともにしたか、攻撃によって致命傷を負つたと考えられるが、日本人乗組員が海面に漂う捕虜を

(11) この移動は捕虜が連合国軍によって解放されることを恐れて計画された(同上、191ページ)。

(12) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』211~212ページ。田中利幸『知られざる戦争犯罪——日本軍はオーストラリア人に何をしたか』(大月書店、1993年)87~155ページ。日本側監視員に死者はいなかつた。

(13) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』155ページ。

(14) 内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』(勁草書房、1982年)54~55ページ。

(15) 足立純夫「連合国捕虜取扱制度小史」『浦和論叢』第3号(1989年9月)204ページ。

(16) 航行中に連合国軍の攻撃を受けた捕虜輸送船は25隻にのぼる(同上、204ページ)。

救助しなかったケース（溺死）や故意に殺害したケースもあると伝えられている<sup>(17)</sup>。日本の捕虜輸送船が連合軍の攻撃対象となったのは、輸送船が捕虜を輸送している旨の標識を掲げていなかったからであるが、捕虜以外の人員や物資も同時に輸送していたため、標識を掲げられなかったという事情もある。

無事に目的地にたどり着いた捕虜も疲労、衰弱は避けられず、そのために死亡している者が少なくない<sup>(18)</sup>。輸送の環境に問題があったのである。捕虜は輸送船の船倉や石炭庫に、全員が一度に横になれないほど混雑した状態で詰め込まれた。水、食糧はわずかしき与えられず、衛生設備はあっても不十分で、ない場合もあり、バケツや箱が用いられた。船倉内は高温で、換気が悪く、悪臭に満ちていた。陽光を浴びることは、ほとんどの場合、許されなかった。病人は適切な治療を施されず、次第に歩行困難となり、衛生状態の悪化に拍車がかかった<sup>(19)</sup>。

陸軍省と参謀本部はそれぞれ次官、次長から関係部隊に対して通牒を発し、輸送中の捕虜の取扱いが適当でなく、多数の病人や死者が発生して労働力として利用できない捕虜が多いため、「内地ニ輸送スヘキ俘虜ノ選定、檢疫、俘虜衛生人員ノ配當、輸送中所要ノ醫藥、糧秣ノ準備、輸送中ノ管理及寄港地ニ於ケル便宜供與、被服ノ交付等ニ關シ更ニ徹底セシメラレ度依命<sup>(20)</sup>」しているが、効果はなかった。

身体的な虐待とは別に、心理的な虐待もある。捕虜が列をなして市街地を行進すれば、それを住民が目撃するのは自然である。朝鮮の釜山や京城、ビルマのモールメン、フィリピンのマニラなどで、こうした捕虜を公衆の好奇心にさらす虐待行為がなされたという事例が伝えられている。捕虜たちはこうした行為を侮辱と感じた<sup>(21)</sup>。また、行進する際に目隠しをされると恐怖や不安を感じた<sup>(22)</sup>。

(17) 外務省連絡局「極東國際軍事裁判判決速記録」195～196、206ページ。

(18) 福岡捕虜収容所における死者数が1,393人と多いのは過酷な輸送が原因の一つである。門司港までは到着したものの、そこから先の移動が困難な健康状態にあった捕虜を福岡捕虜収容所が引き受けた（茶園義男編・解説『大日本帝国内地俘虜収容所』BC級戦犯関係資料集成6、不二出版、1986年、31～32ページ。上坂冬子『巣鴨プリズン13号鉄扉——裁かれた戦争犯罪』PHP研究所、2004年、199～200ページ。初版は新潮社、1981年）。

(19) Lord Russell of Liverpool, *The Knights of Bushido: A Short History of Japanese War Crimes* (London: Greenhill Books, 2005, originally published in 1958), pp. 117-133, 188. 日本兵が南方へ向かう際の輸送船の状況も、環境的にはこれと似たりよったりであった。

(20) 「俘虜ノ輸送ニ關スル件」（1942年12月10日）（俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」1943年11月調整、1946年12月改正〔防衛研究所図書館蔵〕217～218ページ）。陸軍次官は「俘虜管理改善ニ關スル件」（1944年3月3日）で、再度、関係部隊に対して、捕虜を海上輸送する際の取扱い改善を徹底すべく求めている（同上、182～183ページ）。

(21) 外務省連絡局「極東國際軍事裁判判決速記録」200ページ。Lord Russell of Liverpool, *The Knights of Bushido*, p. 186.

(22) 小菅信子、永井均解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』GHQ日本占領史5（日本図書センター、1996年）29ページ。

## イ 労務にまつわる虐待

労務にまつわる捕虜虐待事例の代表は、泰緬鉄道建設におけるものであろう。泰緬鉄道はタイとビルマを国境の密林地帯を越えて結び、全長415キロにわたる。日本の大本営はその建設要綱を1942年6月20日に決定、24日には建設作業に動員される捕虜の第一陣がシンガポールからタイ側の起点、バーンポーン駅に到着している。当初の計画では鉄道の開通は1943年末の予定であったが、同年2月に計画が変更され、完成を4ヵ月早めて8月とすることになった(「スピードー」時期<sup>(23)</sup>)。結局、開通は10月にずれ込むが、この工期短縮は捕虜にいっそう過酷な労働を強いた。こうしたこともあって、白人捕虜の死者は最終的に約12,400人にのぼった。これは白人捕虜の動員総数61,806人のおよそ20パーセントにあたる<sup>(24)</sup>。

泰緬鉄道の建設作業地域の気候は高温多雨多湿、そのうえ、マラリア、赤痢、熱帯潰瘍などの瘴癘の地で、コレラも発生した。捕虜の居住施設は極めてお粗末、かつ、不衛生で、これが病気の蔓延を助長した。また、使用した道具類はノミ、ハンマー、シャベル、ノコギリ、オノ、ツルハシ、クワなど前近代的で、労働時間は長くなり、休息は減った。とりわけ、1943年2月からの「スピードー」時期は24時間体制で作業が進められた<sup>(25)</sup>。過酷な労働による疲労と食糧の不足による栄養失調や脚気が重なり、捕虜は次々と病に倒れていったが、医薬品は不足し、病院はなく、軍医はときおり巡回に訪れる程度で、衛生兵や捕虜の軍医・衛生兵が病人を世話した<sup>(26)</sup>。重病人は運が良ければ後送されたが、適切な治療を施されずに放置される者が少なくなかった。

作業は人海戦術に頼るほかなく、計画通りの完成を目指して建設作業を進めるには、一人でも多くの人手が必要であった。病人でも歩ける者は労務へと駆り立てられた。作業の手を休めれば、朝鮮人軍属を主体とする監視員<sup>(27)</sup>から打撃を受けた。将校といえども無為徒食は許されず、労務を強制された。1942年6月末と7月初頭に、赴任地別に2回に分けて実施された外地と占領地域に開設された捕虜収容所の初代所長に対する集合教育の冒頭で、上村幹夫俘虜情報局長官兼俘虜管理部長が代読した東條英機首相兼陸相の訓示の一

(23) 鉄道建設の監視兵が「スピードー！」という言葉で作業を急がせたことから、「『スピードー』時期」、あるいは「『スピードー』時代」などという呼称が生まれた(例えば、吉川利治『泰緬鉄道——機密文書が明かすアジア太平洋戦争』同文館、1994年、140ページ)。

(24) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』153～156ページ。

(25) 8月までの完成を目指して、捕虜は1日10時間以上の労働を強いられた。

(26) 内海愛子『日本軍の捕虜政策』(青木書店、2005年)451ページ。小菅信子『戦後和解——日本は〈過去〉から解き放たれたのか』(中央公論新社、2005年)118ページ。

(27) 泰緬鉄道の建設に朝鮮人軍属800人以上が動員された。彼らの主たる任務は捕虜の逃亡やサボタージュの防止であったが、捕虜の衣食住いっさいの面倒をみた(内海『朝鮮人BC級戦犯の記録』9～10ページ)。

節が影響力を発揮した。それは、

抑我國ハ俘虜ニ對スル觀念上其ノ取扱ニ於テモ歐米各國ト自ラ相異ルモノアリ諸官ハ俘虜ノ處理ニ方リテハ固ヨリ諸條規ニ遵由シ之カ適正ヲ期シ公正ナル帝國ノ態度ヲ如實ニ中外ニ顯揚セルヘカラスト雖モ他方人道ニ反セサル限り嚴重ニ之ヲ取締リ且一日ト雖モ無爲徒食セシムルコトナク其ノ勞力特技ヲ我カ生産擴充ニ活用スル等總力ヲ擧ケテ大東亞戰爭遂行ニ資センコトヲ努ムヘシ<sup>(28)</sup>

というものであった。

労務が長期化するに伴って、捕虜の服や靴はボロボロになっていったが、替えは支給されず、仕舞いには禪一丁で作業する者も現れた。捕虜と日本人・朝鮮人とのコミュニケーションは身振り・手振りに頼らなければならない場合が少なくなく、意思の疎通に的確さ、迅速さを欠いた。焦りは募るばかりであった。

1943年5月、東條は第2代俘虜情報局長官兼俘虜管理部長の浜田平を視察のため現地に派遣した。浜田は鉄道建設作業と作業にあたる捕虜を泰国駐屯軍の隷下に入れて一括した管理をはかり、捕虜の犠牲を小さくすることを提案したが、幕僚に「統帥権干犯」と決めつけられて引き下がったという<sup>(29)</sup>。捕虜や捕虜収容所の管理は陸軍大臣の統括下にあったが、鉄道建設は大本營の命令で進められていた。軍政と軍令の壁が存在した。浜田の報告を受けた東條は、捕虜を不当に取扱った鉄道中隊長を軍法会議に付し、また、鉄道建設司令官を更迭したが、鉄道建設計画そのものを抜本的に変更することはできず、状況の改善にはつながらなかった<sup>(30)</sup>。軍政と軍令を遮る壁を前にしては、東條でさえもこの程度のことしかなし得なかったのである。

このように、泰緬鉄道建設作業において、捕虜は非衛生的な場所で長時間過ごすことを強いられ、十分な食事や休息を与えられず、傷病者は適切な医療を施されず、極めて過酷な作業に従事させられ、殴打、足蹴といった私的制裁を科されるなど非人道的な扱いを受け、多数が死亡した。民間の利用にも供される泰緬鉄道の建設が作戦に直接関係するかどうかについては見解が分かれたが、戦後の戦犯裁判では、「軍事作戦的作業」とされ<sup>(31)</sup>、120人の泰緬鉄道関係者が起訴され、111人が有罪判決を受け、36人が死刑に処せられた。

(28) 「新任俘虜収容所長ニ與フル陸軍大臣訓示」(1942年7月7日) 俘虜情報局「俘虜月報」7月号(1942年8月5日)(内海愛子、永井均編・解説『東京裁判資料——俘虜情報局関係文書』現代史料出版、1999年、140ページ)。

(29) 内海『日本軍の捕虜政策』420ページ。

(30) 外務省連絡局「極東國際軍事裁判判決速記録」192ページ。

(31) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』154～156ページ。

36人のうち33人が捕虜収容所関係者であった<sup>(32)</sup>。無謀な計画、捕虜収容所・器材の準備不足、輸送・補給体制の不備、命令の絶対性とその遂行への焦り、コミュニケーション手段の欠如、日本軍の捕虜蔑視の観念、国際法軽視の風潮、殴打が日常的という風習などが、こうした悲劇を生んだ<sup>(33)</sup>。

明らかに作戦に直接関係する労務に捕虜が使役された例としては、アンボンやパレンバンでの飛行場建設、スマトラでの軍用道路建設、善通寺での砲弾薬莖磨き、その他、防空施設の建設、弾薬の運搬などが伝えられている。また、港湾や駅での荷役、石炭の採掘、製鉄など軍需と民需の区別が明確でない労務にも捕虜は使役されている。こうした労務の多くは労働環境の面も含めて過酷であっただけでなく、空襲などの危険にさらされることもあった。ちなみに、本土における労務の最中に事故によって死亡した捕虜、もしくは重傷を負った捕虜は、50人を超えている<sup>(34)</sup>。

将校が「其ノ發意」による労務を強要されることは珍しくなかった。それは陸軍中央の方針であった<sup>(35)</sup>。また、将校の場合、労務に就いても増給はないが、食糧の増量があった。

捕虜収容所外で労務に就く場合、捕虜は作業場との往復の過程で住民たちの目に触れた。本土では一般国民と捕虜との接触を極力避けるようにするため、そうした機会はそれほど多くなかったが、外地や占領地域では軍の方針として意図的に捕虜が公衆の好奇心にさらされるように計画された<sup>(36)</sup>。本土の横浜、ビルマのラングーンやモールメンでは捕虜が市内清掃をさせられたと伝えられている<sup>(37)</sup>。

1944年3月3日、陸軍中央は捕虜の死亡率が高いことに鑑み、捕虜の衛生状態の管理と休養に留意して労務の能率を向上させるため、次官から関係部隊に対して通牒「俘虜管理改善ニ關スル件」を発している。その内容は、衛生状態の急速な改善・衛生管理の指導強化、捕虜輸送時の適切な取扱いの徹底、糧食・被服等の定量支給、捕虜収容所における病室の設置と罹病者に対する根本的治療の実施、傷病者に必要な休息を与え、過激な労務を

(32) 同上、157ページ。内海『日本軍の捕虜政策』631ページ。

(33) 例えば、樽本重治『ある戦犯の手記——泰緬鉄道建設と戦犯裁判』（現代史料出版、1999年）を参照。

(34) 俘虜関係調査中央委員会「内地俘虜収容所ニ於ケル俘虜取扱ニ關スル第一次調査」（1945年11月15日）（軍務課外政班「俘虜ニ關スル書類綴」1945年10月〔防衛研究所図書館蔵〕）。

(35) 「俘虜タル將校及准士官ノ勞務ニ關スル件」（1942年6月3日）（俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」225ページ）。

(36) 「俘虜處理要領」（1942年5月5日）（俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」168ページ）。

(37) 俘虜情報局「俘虜ニ關スル抗議ニ關シ俘虜情報局及俘虜管理部ガ處置シタル事柄ヲ記録シアル書類ノ寫」（日付なし）10ページ（内海愛子編・解説『俘虜取扱に関する諸外国からの抗議集』十五年戦争極秘資料集16、不二出版、1989年）。内海『日本軍の捕虜政策』60ページ。Lord Russell of Liverpool, *The Knights of Bushido*, p. 64.



課さないこと、気候・風土等に応じて捕虜の個人的体質を勘考し、必要があれば移転させることなどであった<sup>(38)</sup>。

#### ウ 逃亡にまつわる虐待

逃亡した捕虜が殺害された最初の事例は、大阪俘虜収容所桜島分所（1943年1月20日開設）において、軍医が捕獲された逃亡捕虜に青酸カリを注射して殺害したケースであるという。軍法会議を経ずに、中部軍司令官の「適当に処置しろ」という命令によったらしい<sup>(39)</sup>。福岡俘虜収容所本所の初代所長であった菅沢玄重は、戦後の戦犯裁判で、逃亡した捕虜を殺害した廉により絞首刑に処されているが、「数百人の人を動員してやっと捕まえた」捕虜を「そのまま連れかえたのでは町の人に申し訳が立たない。だから殺した<sup>(40)</sup>」という。菅沢は英語が堪能な国際人で、捕虜の待遇に関する国際条約も承知していた。しかし、これが当時の空気であった<sup>(41)</sup>。また、福岡俘虜収容所第1分所では、再三の営倉入りにもかかわらず、盗みと逃亡を繰り返し、仲間の捕虜からも疎まれるようになっていた捕虜を分所長の命令で刺殺している<sup>(42)</sup>。

フィリピン俘虜収容所第1分所（カバナツアン）でも、逃亡を試みた米国人捕虜数人が、身動きできない状態で炎天下、水も食糧も与えられずに放置され、最終的に射殺されたとされるケースがある<sup>(43)</sup>。また、シンガポールでもブキ・ティーマ・キャンプから逃亡した捕虜が逮捕されたのち、懲罰として処刑されている<sup>(44)</sup>。

また、日本軍では、捕獲した捕虜に逃走しない旨の宣誓を強制することになっていた（俘虜取扱細則第5条）。捕虜に逃走しない旨を宣誓させることそれ自体がすでに虐待と受け取られてもやむを得ないが、これを強制するに際して、武力の威嚇を用いたり、宣誓を拒否した捕虜に体刑を加えたり、営倉に入れて、かつ、食事は少量しか与えない、水もほとんど与えないなどの措置を講じたとされていることについては、間違いなく虐待である。

(38) 「俘虜管理改善ニ關スル件」（1944年3月3日）（俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」182～183ページ）。

(39) 内海『日本軍の捕虜政策』339ページ。

(40) 同上、570ページ。

(41) 1942年5月2日の陸軍省局長会報の席上、東條首相兼陸相は香港と上海における捕虜逃亡事件の報告に接し、「直ちに捕え衆人の前で死刑せよ。やり方手緩し」と発言したという（永井均「アジア太平洋戦争期の捕虜政策——陸軍中央と国際条規」『季刊 戦争責任研究』1995年秋季号、36ページ）。

(42) このときの分所長が戦後の戦犯裁判で絞首刑第1号となる由利敬である。詳細は、山下郁夫『罪祭——極東・横浜軍事裁判絞首第一号 大牟田俘虜収容所長・由利敬中尉』（創思社出版、1983年）を参照。

(43) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』103～104ページ。

(44) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』224ページ。

## (2) 捕虜収容所内で生じた捕虜虐待の事例

### ア 居住施設

捕虜収容所の居住施設は捕虜を収容するまでの準備期間が短く、捕虜の数が予想以上に多かったことなどから、設備が十分に整っていないところが多かった。労務の便をはかるために開設された分所、分遣所、派遣所はなおさら設備がお粗末であった。とくに、本土の寒冷・豪雪地帯や南方の高温多雨多湿の地域は悲惨であった。雨風や暑さ寒さをしのぐ設備が乏しく、衛生面の配慮も充分になされておらず、それらが病気蔓延の主たる原因の一つになった。

### イ 医療

医療施設や医薬品の備え、軍医の配置も甚だ不十分であった。

捕虜収容所には病室を設け、治療設備を整えることになっていたが、本所はまだしも、分所や分遣所では手配が行き届かないところがあった<sup>(45)</sup>。

医薬品や治療法に関しては、単に不十分であったというだけでなく、文化の違いによる影響を認めざるを得ない。同じ年齢層でも日本人と欧米人とでは罹る病気が異なった。例えば、日本人の大人があまり罹らないジフテリアを欧米人の大人は患った。当時の日本の医学界には、そのような知識はなく、ジフテリアは子供が罹る病気であるというのが常識で、捕虜収容所にはジフテリアに効く血清が備わっていなかった<sup>(46)</sup>。とにかく、脚気で足が使えなくても、手は使えるであろうという時代であった<sup>(47)</sup>。

捕虜収容所内での軍医の地位も高くはなかった。軍医が必要な薬品を調達しようとする場合、所長の承認が必要であった。しかし、軍医のそうした要請を拒否する所長が存在した。それでは軍医は捕虜に適切な治療を施せない。事情がわからない捕虜にしてみれば、軍医に治療を拒否された、すなわち、虐待されたということになる<sup>(48)</sup>。もっとも、軍医が自ら捕虜の患者に治療を一切施さないよう命じたケースがあったり<sup>(49)</sup>、後述するように、捕虜を用いて生体実験を行った軍医もいたりしたと伝えられている。

医療に関する文化の違いとしては、灸をその例に挙げることができる。おそらく、説明

(45) 陸軍次官通牒「俘虜管理改善ニ關スル件」(1944年3月3日)(俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」182～183ページ)に見られる改善点の一つ。

(46) 赤田哲也『受取人巢鴨プリズンに在所せず』(昭和図書出版、1982年)167、188、195～196ページ。輸送船内でジフテリアに罹る捕虜も多く、血清がなかったので、適切な治療が施されなかった。輸送中の捕虜の衰弱を招いた一因である(同上、188ページ)。

(47) 上坂冬子『貝になった男——直江津捕虜収容所事件』(文藝春秋 1986年)114ページ。

(48) 赤田『受取人巢鴨プリズンに在所せず』116、120、126、225ページ。

(49) 田中利幸「人体実験に使用された連合軍捕虜——連合軍資料にみる捕虜虐待・虐殺の一側面」『季刊戦争責任研究』第3号(1994年3月)34ページ。

が不足していたのであろうが、下痢を治療するために灸をすえられた捕虜は、これを拷問（火あぶりの刑）と認識した<sup>(50)</sup>。

## ウ 食糧

食糧の面では質と量の問題があった。一般の日本国民や、ましてや戦地の兵隊も、十分な食にありつくことができなかつた時代である。それにもかかわらず、捕虜たちに基準どおりの食事を与えようと努力した捕虜収容所が少なくない。しかし、配給は減る一方で、自己調達もままならないところが多かつた。場所によっては、飢餓状態が生じた。

一般国民の反捕虜感情は強く、捕虜に食べさせるものはないという理由で売ってもらえない場合があつた。捕虜用であることを隠して、単に軍の調達ということにして売ってもらつたところもある<sup>(51)</sup>。一般の日本国民との接触の機会を極力制限された捕虜は、こうした事情を知らない。

また、たとえ基準どおりの量を捕虜に与えても、日本人に比べて大食である彼らがそれで満足することはなかつた。しかも、そこに食文化の問題が重なつた。日本人は米さえ腹一杯食べることができれば、それで満足したが、肉類やパンを中心に食する欧米人は、米、魚、根菜類という典型的な日本食メニューに馴染めなかつたばかりか、これを虐待と受け取ることもあつた。同時に、欧米人捕虜は上記のような日本食の食材からは体質的に栄養を摂取できないという医学的・栄養学的問題もあつた。日本側も一応の配慮をして、捕虜のみに牛骨を与えるなどしたが、元来、食材としては希少であつたのと、折からの食糧不足で、充分には補えなかつた<sup>(52)</sup>。ビタミン不足も深刻で、脚気や視力の低下をもたらしつた。

捕虜の死亡率が高いことを懸念した陸軍省は、1943年、軍医の長尾五一に命じて、東京俘虜収容所（本所）に収容中の捕虜を2ヵ月にわたつて調査させた。長尾は捕虜の栄養失調の原因の一つが食習慣の違いであることに着目し、糧食を施す際、捕虜の食習慣を尊重すべきであることを上申した。上述のように、捕虜に牛骨が与えられるようになったのは、その結果である<sup>(53)</sup>。

(50) 加藤哲太郎『私は貝になりたい——あるBC級戦犯の叫び』新装版（春秋社、2005年）117ページ。

(51) 上坂『貝になった男』66、72ページ。

(52) 中島知代「戦争捕虜問題の比較文化的考察——『食』の問題を中心に」（上）『季刊戦争責任研究』第22号（1998年12月）、同「戦争捕虜問題の比較文化的考察」（中）『季刊戦争責任研究』第23号（1999年3月）、同「戦争捕虜問題の比較文化的考察」（下）『季刊戦争責任研究』第26号（1999年12月）を参照。

(53) 中島「戦争捕虜問題の比較文化的考察」（下）80～81ページ。

## エ 請願

捕虜収容所に対する捕虜側からの請願のシステムとしては、捕虜の中から適任者を選んで「情願ノ申達」を補助させるようになっていた。基本的にどの捕虜収容所でも先任の将校を代表者として捕虜の統制を保ち、収容所側との交渉役となるような制度を敷いていた。しかし、これがうまく機能したかどうかは、捕虜収容所によって、収容所の所長によって、あるいは請願の内容によってまちまちであったようである。さらに、1945年に入って連合軍による空襲が激化すると、捕虜や捕虜収容所関係者に対する国民感情がいっそう悪化し、また、物資の逼迫の度も一段と増したため、日本軍は捕虜の請願を一切受け付けないことにした<sup>(54)</sup>。

ちなみに、交戦相手国からの照会や抗議は、その利益保護国や赤十字国際委員会を介して、日本側の窓口である外務省在敵国居留民関係事務室を経て、陸軍省の外局である俘虜情報局に伝えられる仕組みであった。現在、内容まで知ることができるこうした照会や抗議の件数は83件であるが<sup>(55)</sup>、米国はその利益保護国であるスイスを通じて日本に対して746回、照会を行っており、そのうち3分の2は黙殺されたという<sup>(56)</sup>。

## オ 救恤品

輸送船の不足や航行の安全の問題、さらには捕虜救恤に対する考え方というより本質的な問題などの関係から、赤十字救恤品は多くの捕虜収容所で到着や捕虜への配布が遅れたり、限定的な地域にしか届かなかつたり、届いても捕虜への配布が行われなかつたりしている。救恤品の配布に関しては、捕虜収容所長が権限を握っていた。不正のないように管理を行っていた捕虜収容所もあると伝えられているが<sup>(57)</sup>、極度な物不足の折、救恤品の横流しや遅配が故意に行われていたとの噂もしきりである<sup>(58)</sup>。また、救恤品の捕虜への受け渡し時には、赤十字の求めによって、捕虜の代表から領収書を徴収することになっていた<sup>(59)</sup>。しかし、この制度を悪用して、捕虜を脅迫して領収書に偽りの署名をさせたと

(54) 「俘虜請願ニ対スル取扱ノ件」(1945年6月5日)(俘虜情報局「俘虜取扱の記録」1955年12月〔防衛研究所図書館蔵〕45～46ページ)。

(55) 俘虜情報局「俘虜ニ関スル抗議ニ関シテ俘虜情報局及俘虜管理部ガ處置シタル事柄ヲ記録シアル書類ノ寫」(日付なし)内海編・解説『俘虜取扱に関する諸外国からの抗議集』所収。

(56) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』38ページ。在日スイス公使は1942年2月1日から1944年3月15日までの間に、文書で134回、申し入れを行ったが、外務省からは24通しか回答を得なかったという数字もある(外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」207ページ)。

(57) 赤田『受取人巢鴨プリズンに在所せず』189、215ページ。上坂『貝になった男』93ページ。

(58) 外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」198ページ。小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』111ページ。マルセル・ジュノー(丸山幹正訳)『ドクター・ジュノーの戦い——エチオピアの毒ガスからヒロシマの原爆まで』増補版(勁草書房、1991年)240ページ。

(59) 大川四郎編訳『欧米人捕虜と赤十字活動——パラヴィチーニ博士の復権』(論創社、2006年)56ページ。また、「救恤金品ニ対スル俘虜又ハ抑留者代表ノ領収書ニ關スル件」(1944年11月7日)は、

ということがあった可能性もある<sup>(60)</sup>。

#### カ 捕虜収容所訪問・捕虜との面会

1929年7月27日にスイスのジュネーブで調印された「俘虜ノ待遇ニ關スル條約<sup>(61)</sup>」(以下、捕虜待遇条約と略記)第86条は交戦国の利益保護国代表者等が立会人なしに捕虜と会談できるとしているが、日本の俘虜取扱細則第13条は面会には「監視者」を立ち合わせることを義務づけており、また、面会の場所、時間、会話の内容を制限するよう定めている。

ある記録によれば、赤十字国際委員会代表や在日スイス公使館員等の捕虜収容所訪問は、終戦までに194回、実施されたことになっている<sup>(62)</sup>。このうち、スイス、スウェーデンなど交戦国の利益保護国代表による訪問は49回、認められているが、要請件数は61回で、12回、却下されている。却下されたのは、主として、中国大陸や南方の占領地域に所在する捕虜収容所への訪問許可申請である。却下の理由として、日本政府はこうした地域においては利益保護国代表の存在を認めておらず、かつ、作戦行動が現に進行中であることを挙げている。しかし、こうした地域でも、例外的に、香港、タイ、フィリピンの捕虜収容所への訪問が認められたこともある<sup>(63)</sup>。

日本本土、朝鮮半島、そして満州の捕虜収容所への訪問は、他の地域に比べれば実施しやすかった。しかし、訪問に際しては、時間、移動・視察コース、面会相手などについて制限を課されたことに違いはない。極端な例かもしれないが、訪問時間2時間のうち、1時間以上を所長からの説明に費やされたというサボタージュまがいのケースもある<sup>(64)</sup>。捕虜(通常は先任捕虜に限定された)との面会はいっそう短時間に制限された。しかも、そこには捕虜収容所の職員が立ち会うことになっている。捕虜に発言の自由はない。その禁を犯して、捕虜収容所に関する苦情を訴えた者は、拷問を受けたり、監禁されたりしたという<sup>(65)</sup>。また、訪問者を受け入れる前に、病人を他所へ移すなどして秘匿し、模範的

---

俘虜情報局長官が関係部隊に、この領収書の徴収をより速やかに行うよう求めるために発した通牒(俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」234～235ページ)。

- (60) グレーシー少將發寺内元帥宛「被告發者名簿」(1945年11月23日)(軍務課外政班「俘虜ニ關スル書類綴」1945年11月〔防衛研究所図書館蔵〕)。
- (61) 日本は同条約に調印したが、批准していなかった。
- (62) 俘虜情報局「俘虜取扱の記録」47ページ。梶居孝『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』改訂版(日本赤十字社、1994年)88ページ。
- (63) 足立「連合国捕虜取扱小史」183～184ページ。
- (64) ジュノー『ドクター・ジュノーの戦い』237ページ。通常は、2時間のうち最初の1時間が捕虜収容所管理者との会見、続く30分間が所内施設視察、最後の30分間が捕虜との面会というパターンであった(大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』82ページ)。
- (65) 外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」208ページ。内海『日本軍の捕虜政策』250、501ページ。

な捕虜収容所を演出していたようである<sup>(66)</sup>。

日本赤十字社社長で貴族院議員でもあった徳川圀順は、東京捕虜収容所本所(大森)を定期的に訪問できていたようである。これは、徳川の社会的な地位はもちろんであるが、外国人の場合は陸軍大臣の許可が必要であるが、日本人の場合は捕虜収容所長の許可だけで捕虜収容所に入入りできたという容易さも手伝ったことであろう(俘虜取扱細則第11条)。しかし、捕虜が徳川に陳情するには勇気が必要で、捕虜収容所職員による私的制裁を覚悟しなければならなかった。また、陳情が必ず聞き届けられるという保証もなかった。捕虜収容所職員の中には、徳川の行動を軍への干渉であると憤慨する者もいたという<sup>(67)</sup>。

### キ 空襲被害

労務との関係もあり、捕虜収容所は攻撃目標となり得る工業地帯に隣接する傾向にあった。1944年以降、各地の捕虜収容所が爆撃の被害に遭うことが増え、犠牲者が多数、発生した。1944年にはタイ、香港、ボルネオ、奉天の捕虜収容所に対して合計7回、1945年には本土の捕虜収容所を含めて、合計35回、空襲を受けている。この結果、捕虜318人が死亡、591人が負傷している<sup>(68)</sup>。本土では、1945年3月10日の東京大空襲を機に捕虜の疎開が始まった。しかし、広島や長崎への原爆投下によって犠牲となる捕虜がいたように、必ずしも全面的に実施されたわけではなかった。

空襲による直接的な被害ではないが、間接的な影響があったと思われる事件が、1944年12月14日、フィリピンのパラワン島で起きている。当時、米軍機の空襲にさらされた飛行場の保守作業に約150人の米人捕虜が使役されていた。その日の午後2時ごろ、米軍戦闘機2機が飛来するとの理由で、捕虜たちは3つつくられていた地下壕に入るよう命令された。全員が入ったところで、小銃と機関銃で武装した監視員50~60人が入口を包囲して、手榴弾とガソリンの入ったバケツを投げ込み、火をつけた。地下壕から脱出しようとした者は射殺、もしくは刺殺された。死者は合計138人、生存者は逃亡して付近のゲリラに助けられた12人だけであった<sup>(69)</sup>。

(66) 外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」207~208ページ。小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』24ページ。

(67) ルイス・ブッシュ(明石洋二訳)『おかわいそうに——東京捕虜収容所の英兵記録』(文藝春秋新社、1956年)217~218、231~232、238、249、251ページ。ブッシュは徳川のおかげで東京俘虜収容所本所を出て、海軍が管理する横浜の西洋風住宅(「横濱収容所分室」)に移ることができ、捕虜収容所職員による執拗な私的制裁から解放された。また、ブッシュに対して私的制裁を繰り返していた職員は、直後に転属になった模様である(同上、251~252、277ページ)。

(68) 足立「連合国捕虜取扱小史」166ページ。

(69) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』182~183ページ。

## ク 生体実験

捕虜を用いて医科学的な生体実験が行われたのではないかと疑われるような話がいくつか伝えられている。

トラック諸島のデュブロン島にあった第4海軍病院で、1944年1月30日、米国人捕虜4人が手足に止血器を取りつけられて、生体切開されている。このうち2人がショック死した。生き残った2人は、2月1日、爆風実験として1メートルしか離れていないところで爆発させたダイナマイトで足を引き裂かれ、それでも絶命しなかったため、毒薬を注射されて殺害された。4人の遺体は解剖され、内臓の一部は標本として内地の軍医学校に送られたという<sup>(70)</sup>。

ニューブリテン島のラバウルでは、1944年9月もしくは10月初めごろ、捕虜13人に対して、まず、キャッサバの根を中心とした食事を30日間与え続けて、その前後で体重を測定し、次には、皮付きのキャッサバだけを30日間与え続け、最終日に体重を測定している。この食糧法実験で捕虜4人が衰弱死した。この実験での生存者のうち、マラリアを患った経験のない捕虜5人が日本人軍医にマラリアに感染している日本兵から採取した血液を注射されて人為的にマラリアを発病させられ、同軍医が製造したという血清を注射されている<sup>(71)</sup>。

アンボンでは、サゴ椰子を使って、ラバウルでの食糧法実験と似たようなことが行われ、さらに、1ヵ月にわたって、中身不明の注射を打たれ続けた<sup>(72)</sup>。また、東京俘虜収容所の捕虜4人が、同意なく、大豆溶液を注射されている<sup>(73)</sup>。生体実験は捕獲された連合国軍航空機搭乗員に対してもなされているが、これについては、後述する。

## ケ 私的制裁

捕虜が最も嫌悪感を抱き、侮辱、虐待と感じたのが、殴打、平手打ち（ビンタ）、足蹴、打擲、乱打、あらゆる拷問、その他、さまざまな形態の体刑による私的制裁である。とりわけ、これを他人の面前でなされた場合には、いっそう捕虜の屈辱感は増した<sup>(74)</sup>。捕虜収容所に限らず、先に述べたように、移動や労務の最中を含め、例外はあったであろうが、

(70) 同上、179ページ。

(71) 田中利幸「人体実験に使用された連合軍捕虜」32～34ページ。

(72) 同上、34～35ページ。

(73) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』180ページ。

(74) 喜多義人「日本軍の国際法認識と捕虜の取扱い」平間洋一、イアン・ガウ、波多野澄雄編『日英交流史1600-2000 3—軍事』（東京大学出版会、2001年）288ページ。赤田『受取人巢鴨プリズンに在所せず』221ページ。戦後の戦犯裁判での罪状項目の中でも、その数は最も多い（油井大三郎、小菅信子『連合国捕虜虐待と戦後責任』岩波書店、1993年、24ページ）。

日本軍の捕虜取扱い現場では、程度の差こそあれ、捕虜に対する私的制裁は日常茶飯事で、習慣化していたと言ってよいほどであった。

捕虜収容所関係者が捕虜に対する私的制裁に及んだ動機は、それが存在するケースでは、躰げや矯正の手段として、あるいは懲罰の手段としてということであったが、これといった理由もなく、もしくは少なくとも捕虜に理由を説明せずに(したがって、捕虜には理由がわからないまま)、体刑を加えるという場合もあったようである。また、躰げ・矯正や懲罰が私的制裁のための単なる口実にすぎないと言えなくもない状況があったことも想像される。いずれにしても、当時の日本においては、躰げに体罰を用いることは、それほど特異ではなく、軍隊においても、悪しき風習ではあったが、頻繁に用いられていた<sup>(75)</sup>。

躰げが虐待となったことについては、文化の違いが大きく影響しているとも言える。もう一つ例を挙げれば、正座やお辞儀などは日本人にとっては普通であるが、欧米人にとってはそれらを強要されることは苦痛であり、侮辱と受け取られた。もちろん、日本側に行き過ぎがあったことも事実である。例えば、捕虜は日本軍の将校に対してだけでなく、軍属の監視員を含めてすべての捕虜収容所職員に対して敬礼することを強制された。欠礼は私的制裁で贖われた。

懲罰として体刑が用いられた理由は、正式の手続きを踏んで、捕虜が軍法会議に付されるようにするよりも、一、二発殴ることで許した方が温情と考えられていたからでもある。それが日本の文化であった。もっとも、捕虜が軍法会議に付されるようになった場合、管理者である日本人の側もただでは済まされないであろうという意識は働いていたようである<sup>(76)</sup>。また、現実問題として、労務先で営倉がない場合は、一、二発の殴打を以って懲罰とする以外に手段がなかった<sup>(77)</sup>。

終戦直後の調査によれば、言語の不通や習慣の相異などが原因で、あるいは一時の感情に駆られて、捕虜に私的制裁を加えてしまったことがあったのも事実のようで、「一般日本人ハ性極メテ短気ニシテ些細ノ事ニモ激昂シ……感情ノ激スル儘ニ私的制裁ニ出ル者少ナカラス」であった<sup>(78)</sup>。

捕虜に直接、体刑を科するのは、もっぱら、捕虜と接する機会の多い監視員や警戒員で、捕虜収容所長クラスの将校が自ら手を下すケースは稀であったとされている<sup>(79)</sup>。しかし、上官が監視員らに命じて、捕虜を殴打させることはあったし、部下の捕虜に対する私的制

(75) 俘虜関係調査中央委員会「内地俘虜収容所ニ於ケル俘虜取扱ニ關スル第一次調査」。

(76) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』111ページ。油井、小菅『連合国軍捕虜虐待と戦後責任』24ページ。上坂『貝になった男』101ページ。

(77) 内海『朝鮮人BC級戦犯の記録』55ページ。

(78) 俘虜関係調査中央委員会「内地俘虜収容所ニ於ケル俘虜取扱ニ關スル第一次調査」。

(79) 同上。



裁を上官が黙認していることもあった。上官の命令に逆らえば、部下は自分が殴られるのである<sup>(80)</sup>。

外地や占領地域の捕虜収容所では、朝鮮人や台湾人の軍属が監視員を務めていたが、彼らも捕虜に対して体刑を加えた。これは日本軍が彼らに対して行った教育の結果ではないかという見方もある<sup>(81)</sup>。

捕虜に対する私的制裁の横行状態を改善するために、浜田俘虜情報局長官兼俘虜情報部長は、1943年12月23日の俘虜収容所長会議の席上、私的制裁の弊害を説き、捕虜の取扱いに適正を期するように部下を指導するよう口演した<sup>(82)</sup>。また、1944年2月24日付けで関係部隊に対して発出された陸軍次官通牒「俘虜ノ待遇ニ關スル件」は、「私的制裁ハ之ヲ嚴禁スルコト」と依命している。しかし、これらの効果は薄く、依然として、私的制裁の横行状態は続いた。

確かに、捕虜収容所長の中には、私的制裁の禁止を徹底しようと努力した者はいる。例えば、函館俘虜収容所本所の第2代所長・江本茂夫は、「捕虜を集めて欧米と日本との習慣や、しぐさの違いを教え、看守から誤解を受けることがないように何度も説明した。……分所を巡回する度に、同じように説明し、所員を集めて『どんなことがあっても捕虜を殴ってはいけない』と訓示した<sup>(83)</sup>。」江本の努力はかなり報われたようであるが、このように比較的成功的なケースは珍しい。

1944年11月に浜田の後任として第3代俘虜情報局長官兼俘虜情報部長となった田村浩もこうした状況を問題視し、非合法的私的制裁を根絶するため、懲罰の手段として営倉の効果再認識して、営倉処分を厳正に行うよう注意を喚起した<sup>(84)</sup>。しかし、捕虜収容所長の中には、これをもっと厳しく取締まれというメッセージであると受取り、私的制裁を中止する代わりに営倉を活用するのではなく、私的制裁を続けたまま、それに加えて営倉処分を科し、捕虜に二重の苦しみを味わわせる者もいたという<sup>(85)</sup>。

捕虜に私的制裁行為を働いた捕虜収容所職員や労務に際して使用者側から提供された警戒員に対して、処罰が下されることもあった。本土の捕虜収容所に関する数値で、しかも、期間も処分内容も明示されていないデータではあるが、それによると、捕虜に対する私的

(80) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』110、114ページ。上坂『貝になった男』100ページ。

(81) 内海『朝鮮人BC級戦犯の記録』77、131ページ。

(82) 俘虜関係調査中央委員会「内地俘虜収容所ニ於ケル俘虜取扱ニ關スル第一次調査」。俘虜情報局「俘虜取扱の記録」52ページ。

(83) 北海道新聞社編『処刑——あるB級戦犯の生と死』（北海道新聞社、1990年）82～84、148～149ページ。

(84) 内海、永井解説・編『東京裁判資料——俘虜情報局関係文書』265、291ページ。内海『日本軍の捕虜政策』298ページ。

(85) 内海『日本軍の捕虜政策』298ページ。

制裁が原因で処罰を受けた人員は、将校12人、下士官・兵16人、雇員・傭人37人、指導員・警戒員17人であった<sup>(86)</sup>。この場合、人数の多い雇員・傭人、すなわち軍属の監視員が、直接、手を下し、将校(おそらく所長)が上官として管理責任を問われたのではないかと想像される。

処分内容については、先に述べたように、泰緬鉄道建設において捕虜を不当に取扱った鉄道中隊長が軍法会議に付されたとされるケースがあるが、こうしたことは極めて稀であり、ほかには重い処分を受けたという話は伝わっていない。しかし、将兵でも軍属でもない警戒員が謹慎処分を受けていることから、軍関係者の処分はこれと同等、もしくはそれ以上であったと想像することは可能かもしれない<sup>(87)</sup>。もっとも、処罰を受けるということ自体が例外的で、多くの場合、将兵は転属、軍属は解雇などによってお茶を濁すというのが相場ではなかったろうか<sup>(88)</sup>。

## コ その他

以上のほか、捕虜収容所内で生じた捕虜虐待の事例には、衣服・下着・靴・寝具の供給が滞ったこと、腕時計、指輪、万年筆、写真など捕虜の私物が略奪されたこと、捕虜郵便の発受が慢性的に滞ったこと、寄贈を受けた英文の書籍・雑誌の類は検閲に時間がかかり、捕虜の手に届くのが遅れたこと、とくに戦争の後半、酒保の品揃えが薄くなったこと、宗教の自由が十分に認められなかったこと、捕虜の待遇に関する国際条約が捕虜の理解できる言語で掲示されなかったことなどである。こうしたことに関して、交戦相手国は日本に対して戦争中から抗議を繰り返した<sup>(89)</sup>。日本側は、努力した部分はあったにせよ、全体として状況を改善することはできなかつたし、その意欲も全般的には乏しかったと言わざるを得ない。

### (3) その他の状況において生じた事例

#### ア 捕獲連合軍航空機搭乗員に対する虐待

太平洋戦争中、日本軍の権力内に陥った連合軍航空機の搭乗員は正式な捕虜とは認められず、捕虜以下の取扱いを受けた。拘留期間中は厳しい訊問と激しい拷問を受け、不衛

(86) 「私的制裁処罰人員表」(俘虜関係調査中央委員会「内地俘虜収容所ニ於ケル俘虜取扱ニ關スル第一次調査」)。

(87) 内海『日本軍の捕虜政策』298ページ。

(88) 内海愛子による福岡捕虜収容所に関する調査でも、調査対象となった全20件中、重営倉2件、重謹慎3件、厳戒2件、警察署への届出1件で、調査中の2件のほかは、処罰せず、もしくは解雇である(内海『日本軍の捕虜政策』565～568ページ)。

(89) 俘虜情報局「俘虜ニ関スル抗議ニ関シ俘虜情報局及俘虜管理部ガ處置シタル事柄ヲ記録シアル書類ノ寫」(日付なし)136～139ページ(内海編・解説『俘虜取扱に関する諸外国からの抗議集』)。

生な環境下、まともな食事も与えられずに監禁された。また、負傷していても治療を拒否された。しかも、その多数が処刑されている。その方法も、銃殺は多くなく、斬首、刺殺、毒殺のほか、武道の技の効果を試みられるなど実験的な方法が用いられたケースもあった。さらには、生体実験に供されたり、死後もその遺体が突殺訓練に使用されたりした。

捕獲連合軍航空機搭乗員がこのような取扱いを受けるようになったきっかけは、1942年4月のドーリットル空襲である。この事件を契機に、捕獲連合軍航空機搭乗員を国際法に違反する無差別攻撃を行った戦争犯罪人として厳罰に処することを可能にするための手続きが定められたのである（「空襲時ノ敵航空機搭乗員ニ關スル件」1942年7月28日<sup>(90)</sup>）。その後、空襲が激しくなり始めた1944年9月8日には、「空襲時捕獲セル敵機搭乗員の取扱ニ關スル件」が発され、その処置に遺憾のないように注意を喚起している<sup>(91)</sup>。

終戦までに、捕獲された連合軍航空機搭乗員約530人のうち、約100人が定められた手続きに従って軍律会議に付されている<sup>(92)</sup>。しかし、軍律会議を経ずに処断されているケースも少なくない。とくに、終戦が近づくとつれて、その傾向が増した。

東海軍管区（名古屋）では、東海地区と阪神地区を無差別爆撃した際に撃墜され、捕獲されたB29の搭乗員11人について、1945年7月11日に軍律会議を開廷して無差別爆撃の事実を認定し、死罰を宣告、翌日、斬首によって刑を執行した。しかし、その後捕獲された連合軍航空機搭乗員27人は、軍律会議を省略して、方面軍法務部長の承認のみで、11人が6月28日に、16人が7月12日から15日にかけてというように、4回に分けて、斬首された<sup>(93)</sup>。

中部軍管区（大阪）では、1945年7月から8月にかけて、捕獲連合軍航空機搭乗員6人が3回に分けて毒殺され、7月5日から8月15日にかけて、39人が4回に分けて射殺された。いずれも、軍律会議を経ずに、上官の命令により、処刑されたという。このほか約10人が不当な扱いや医療措置の拒否により死亡している<sup>(94)</sup>。

西部軍管区（福岡）では、1945年6月20日、8月10日、8月15日にいずれも正式な手続きを経ずに、合計33人の捕獲連合軍航空機搭乗員が、多くの場合、斬首によって処刑されている。処断がなされた6月20日は九州一円に対して無差別爆撃が敢行された翌日、8

(90) 俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規類集」169～170ページ。

(91) 同上、184ページ。

(92) 足立純夫「国際人道法再認識への道」『法と秩序』通巻74号（1983年9月）26ページ。軍律会議に付されて処罰されたものは13人である（北博昭編・解説『東京裁判 大山文雄関係文書』十五年戦争極秘資料集5、不二出版、1987年、110ページ）。軍律会議に付されずに拘留された者は438人である（足立「連合軍捕虜取扱制度小史」168ページ）。

(93) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』201～202ページ。

(94) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』136～140ページ。軍律会議を経て処刑されているケースもある（外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」187ページ）。

月10日は長崎への原爆投下の翌日、8月15日は終戦の日というように、処刑実施の裏には怨嗟や復讐心があったとされる<sup>(95)</sup>。

また、同じ西部軍管区では、1945年5月に捕獲連合軍航空機搭乗員8人が、4回に分けて、九州大学における生体解剖その他の医学実験によって死に至らしめられている<sup>(96)</sup>。生体解剖は主として医師の意向によって実施されたわけではあるが、軍が捕獲連合軍航空機搭乗員を提供しなければ実現しなかった。したがって、この問題の責任を医師の側のみに帰すべきではなかろう。

石垣島では、1945年4月15日、飛行場を空襲した米軍機が撃墜され、搭乗員3人がパラシュート降下したところを捕獲された。訊問終了後、2人は斬首、1人は銃剣による刺殺によって処刑された。遺体は火葬され、遺灰は海中に投棄された。この事件の背景には、連日の空襲による戦友の死と戦意高揚、食糧の著しい欠乏、マラリアの蔓延、捕虜用収容施設の確保困難などが挙げられる。また、訊問の最中に拷問が加えられた捕虜が苦しむ姿を見ていたたまれなくなり、早く殺してあげた方が人道的であると考えての行動でもあった<sup>(97)</sup>。

東部軍管区（東京）では、1945年8月8日、立川で連合軍航空機搭乗員2人が捕獲された。捕獲され、連行される様子を見物していた住民は「殴れ」「殺せ」と叫んでいたという。翌9日、住民の激した声に応えるかのように、この捕獲搭乗員のうちの1人が目隠しをされ、手錠をはめられ、裸足のまま、監禁されていた独房から連れ出され、付近の学校まで連行された。800人以上の住民がその後列をなして続いたという。捕獲搭乗員は学校で校庭のバスケット・ボールのゴール・ポストの柱に縛りつけられ、住民が代わる代わる暴行を加えた。中には、竹刀や木刀で打擲する者もいたという。暴行は空襲警報によって中止を余儀なくされるまで、およそ2時間続いた。苦痛の限界に達した捕獲搭乗員は精神錯乱に陥った。そして、最後には、墓地に連れて行かれて斬首され、そのまま埋葬された。多くの住民がこの様子を目撃している<sup>(98)</sup>。

東部軍管区には全国から捕獲連合軍航空機搭乗員が送られてきていたため、拘留する人数が多かった。その一部、62人が、1945年5月25日の東京空襲で代々木練兵場の一角にあった東京陸軍刑務所が被害を受けた際、そこに拘留されていた。このとき、日本人464人は全員無事であったが、捕獲連合軍航空機搭乗員62人は全員が死亡している。また、

(95) 小林弘忠『逃亡——「油山事件」戦犯告白録』（毎日新聞社、2006年）。

(96) 上坂冬子『「生体解剖」事件——B29飛行士、医学実験の真相』新版（PHP研究所、2005年。初版は毎日新聞社、1979年）。

(97) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』196～197ページ。上坂『巣鴨プリズン13号鉄扉』228～232、238～239ページ。

(98) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』131～132ページ。

東京の憲兵隊司令部の留置所に拘禁されていた連合軍航空機搭乗員のうち少なくとも17人が、拷問、飢餓、医療拒否によって死亡したとされる<sup>(99)</sup>。

捕獲連合軍航空機搭乗員の処刑は中国大陸や南方の占領地域などにおいても行われている。

漢口では、1944年12月、捕獲された連合軍航空機搭乗員3人が市中を引き回されて住民に嘲弄され、殴打と拷問を受けたあと、ガソリンをかけられて生きたまま焼殺されたという<sup>(100)</sup>。ニューギニアでは、1944年3月23日、撃墜され、パラシュート降下した米人航空機搭乗員が、緊縛、殴打ののち、斬首されている<sup>(101)</sup>。仏領インドシナでは鉄道を空爆した米人航空機搭乗員2人がサイゴンに墜落して捕えられ、憲兵によって拷問されたあと、法務将校の立会いのもとに斬首された。また、別の米人航空機搭乗員1人が訊問後、不要と判断され、塩酸プロカインを頸動脈に注射されて殺害された<sup>(102)</sup>。ビルマでは、1945年2月初め、英人航空機搭乗員6人が訊問と拷問を受けたあと、2マイルほど行進させられ、自らの墓穴を掘らせられた末に斬首された<sup>(103)</sup>。シンガポールでも、1945年8月初旬、B24の搭乗員7人が処刑されている<sup>(104)</sup>。

このように、数多くの捕獲連合軍航空機搭乗員が軍律会議を経て、あるいは、そうした手続きを省略されて、多くの場合は斬首によって殺害されている。捕獲連合軍航空機搭乗員の取扱いがとりわけ残酷であったのは、通常の捕虜に対する軽蔑の観念に、復讐心や怨嗟が重なったためであった。また、いずれ死ぬ運命にある者という共通認識もあった。したがって、搭乗機の撃墜によって重傷を負っている搭乗員に対しては、治療をするよりも、どうせ殺される運命にあるのであれば、苦痛を和らげるためにも、できるだけ早く死を遂げさせてあげるのが温情であるという考えで殺害されることもあった。これは介錯の発想である<sup>(105)</sup>。ただし、たとえ処刑を決定する上官がそのように考えたとしても、実際に手を汚すのは部下である場合が多く、中には恨みを晴らそうと自ら率先して斬首や刺殺に及んだ者もいたようであるが<sup>(106)</sup>、たいていは上官の命令に従って、やむを得ず、殺害に及んだのである<sup>(107)</sup>。

(99) 外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」187ページ。

(100) 外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」188ページ。Lord Russell of Liverpool, *The Knights of Bushido*, p. 77.

(101) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』41ページ。

(102) Lord Russell of Liverpool, *The Knights of Bushido*, pp. 72, 77-78.

(103) *Ibid.*, p. 78.

(104) *Ibid.*, p. 73.

(105) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』61、126～127ページ。小林『逃亡』100ページ。

(106) 小林『逃亡』140ページ。

(107) 同上、125～130ページ。小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』134ページ。

## イ 捕獲直後の捕虜に対する虐待

航空機搭乗員でなくとも、捕虜収容所に収容されることなく、処刑されてしまう捕虜がいた。

1942年2月、蘭領東インドのアンボン島に進攻した日本軍が、ラハ飛行場を占領した直後に、約200人の捕虜を殺害している。処刑は2月6日、15日、20日の3日に分けて行われた。殺害方法は背後からの銃剣による刺殺であった。このときの捕虜処刑には激しい戦闘で多くの戦友が死傷したことに対する復讐心理が働いていたようである<sup>(108)</sup>。

1942年8月、米国海兵隊が日本軍の占領するギルバート諸島のマキン島に奇襲上陸作戦を仕掛け、すぐに撤退した際に、日本軍は退却し損ねて取残された海兵隊員9人を捕獲し、ケゼリンに移送して訊問を行ったのち、10月16日に斬首によって処刑している。現地の日本海軍根拠地隊司令官が、かねてよりこの種の捕虜は現地で処分せよというのが軍令部の方針であると聞いていたという理由で、指揮下の警備隊司令に殺害を命じたのである<sup>(109)</sup>。

1945年3月12日には、仏領インドシナのランソンでフランス人捕虜300～500人を全員処刑するという事件が起きている。彼らは9日から10日にかけての戦闘で捕虜となった者がほとんどであった。捕虜を獲た日本軍部隊は、次の作戦のため、すぐに移動せよという命令を受けていた。同部隊は戦闘で約500人の死傷者を出して戦力が約800人にまで低下していたため、現地を警備する残置兵力を最小限に抑えたかった。また、捕獲されずに逃亡しているフランス軍将兵が3,000～4,000人いると推測されていたことも気がかりであった。そのため、部隊長は捕虜の全員処断を決心したのである。フランス側の現地部隊指揮官と行政の長は斬首され、その他は銃剣と軍刀によって刺殺された<sup>(110)</sup>。本件は捕虜虐待が軍事的必要性に基づいてなされた典型的な例である。

## 2 捕虜虐待の原因

ここでは、まず、旧日本軍が連合国軍欧米人捕虜に対して行った虐待行為の原因について、戦犯裁判実施当局や捕虜取扱いの当事者、そして、法学者や歴史研究者らが、太平洋戦争終結後から今日に至るまでの間に示している見解を紹介する。次に、組織的、制度的、心理的な観点から、その原因をあらためて検討し、最後に、リーダーシップとの関連から、

---

(108) 秦、佐瀬、常石監修『世界戦争犯罪事典』132ページ。

(109) 同上、145ページ。

(110) 同上、210～211ページ。

この問題について考察する。なお、各分析の結果に重複が見られたとしても、そうした要素が捕虜虐待の原因として妥当性が高いということの表れと考えたい。

### (1) 一般的な原因分析

#### ア 東京裁判・GHQ・赤十字国際委員会

東京裁判（極東国際軍事裁判）はその判決文書の中で、捕虜虐待の原因は、「日本の軍人の基本的訓練」と「敵に降伏するのは恥である」とする捕虜観・降伏忌避思想にあるとし、これらが「降伏した連合軍人に対する軽蔑の精神を日本の軍人に教えこんだ」としている<sup>(111)</sup>。

GHQ（連合軍最高司令官総司令部）はその編纂した歴史論文“History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan”において、捕虜虐待の原因は、復讐心、国民感情、国際法軽視、東條英機のリーダーシップ、日本陸軍内における軍令と軍政の壁、食糧・医薬品の不足、武士道、日本軍における命令の絶対性、怠慢であると示唆している<sup>(112)</sup>。ここで武士道が原因の一つとして指摘されているのは、とくに切腹の際の介錯を温情と考える点に注目してのことである<sup>(113)</sup>。

赤十字国際委員会は第16回常設委員会（1947年）でのフレドリック・シオルデ（Frederic Siordet）顧問による報告の中で、極東における捕虜の問題を第二次世界大戦期における赤十字国際委員会の三大失敗の一つであり、「文明の敗北」と位置づけた。同報告はその失敗原因を、太平洋戦争が救恤困難な海洋地域で展開したこと、赤十字の活動に対する日本軍の無関心、日本と欧米との捕虜観の相違と文化の異質性とし、仮に日本が捕虜待遇条約を厳格に適用したとしても、捕虜の取扱いは欧米におけるものほど良くはなかったであろうと述べている<sup>(114)</sup>。

#### イ 捕虜取扱い当事者

俘虜情報局員兼俘虜管理部員であった小田島董は、終戦後ほどない時期に行った講話<sup>(115)</sup>の中で、捕虜の取扱いに「無理ヲ生ジ」た主たる原因として、

(111) 外務省連絡局「極東国際軍事裁判判決速記録」203ページ。

(112) 小菅、永井解説・訳『BC級戦争犯罪裁判』6、21～22、95、104、126～127、134、138、168、184ページ。

(113) 同上、126～127ページ。

(114) 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』38ページ。油井、小菅『連合軍捕虜虐待と戦後責任』49ページ。小菅『戦後和解』104～105ページ。

(115) 俘虜関係調査部「俘虜ハ如何ニ取扱ハレタカ」（1946年2月23日）（内海、永井解説・編『東京裁判資料——俘虜情報局関係文書』361～416ページ）。

- 一、今次戦争ノ實相ト國民的感情ノ激化
- 二、俘虜取扱ニ關スル上司ノ方針
- 三、俘虜ヲ我國生産擴充ニ利用
- 四、俘虜收容期間ノ長クッタコト
- 五、食糧、醫療事情ノ極度ニ逼迫シタルコト
- 六、收容所職員ノ素質低下<sup>(116)</sup>

を挙げている。このうち、「上司ノ方針」として小田島が具体的に述べているのは、1942年6月と7月に行われた初代捕虜收容所長の集合教育に際して、上村俘虜情報局長官兼俘虜管理部長が代読した東條首相兼陸相の訓示の内容である。また、「收容所職員ノ素質低下」については、分所長以下の職員の身体面・精神面での素質の悪さ、とくに、日本本土の捕虜收容所において監視員として用いた傷痍軍人の身体の弱さと「癖ミ根性」の強さを指摘している<sup>(117)</sup>。

小田島は、これらのほかに、日本人と欧米人の捕虜観の違い、捕虜收容所職員に対する捕虜の取扱いに関する国際法教育の不徹底、国際条約と国内法令の齟齬、「言語ノ不通」と「習慣ノ相違」による捕虜と捕虜收容所職員との間の「感情ノ縫」、<sup>ミ</sup>「非常ニ窮屈ナ輸送状況」、捕虜收容所が寒冷地に設置されたことなども捕虜の取扱いに問題を生じた原因として論じている<sup>(118)</sup>。さらに、私的制裁については、日本軍の「傳統的悪習」、日本人の「國民的歛陥」であって、日本人はこれを欧米人のように「侮辱凌虐」とは考えず、刑懲罰に処せられて家の不名誉となるよりは「拳骨一ツニテ勘辨シテヤル方親切」と考えていることや、一般に日本人は性格が極めて短気で、些細な事にも激昂し、言語の不通や習慣の相違などで不都合が生じると、事の善悪や理非を考えずに、また、合法的な懲戒手続きに訴えることなく、感情に駆られて私的制裁に及んでしまうと説いている<sup>(119)</sup>。

私的制裁の原因については、俘虜情報局自体も1955年12月に、太平洋戦争開戦に際して設置されて以降のその活動内容をまとめた「俘虜取扱の記録」の中で、「收容所の雇傭人は……内地では傷痍軍人を外地では朝鮮及台湾人を使用した為素質は概して低く<sup>ミ</sup>俘虜の取扱に適正を欠き私的制裁が相当行われた」と述べ、また、私的制裁は矯正や正当防衛、もしくは言語不通などから捕虜の捕虜收容所関係者に対する侮辱や反抗と誤解して及んだ行為であるとし、「私的制裁は軍隊の悪習であるばかりでなく、國民的歛陥であって、一般

(116) 同上、367ページ。

(117) 同上、375、389ページ。「癖」は「僻」の誤植と思われる。

(118) 同上、369～372、381～384ページ。

(119) 同上、396～397ページ。



に日本人は性極めて短気で、些細な事にも激昂し、殊に言語の不通、習慣の相違等から摩擦を生じた場合、善悪是非を考へ、合法的手段をとる事なく感情の激する儘に、私的制裁を加える場合が多かった」と、あらためて認めている<sup>(120)</sup>。

なお、俘虜情報局は捕虜の氏名、国籍、生死などの赤十字国際委員会への通報といった業務の処理に支障をきたした理由として、①人員不足、②捕虜収容所側の関係法規未理解と不徹底による情報の遅着・未着、③作戦地域の広大化・遠隔化と不利な戦況による連絡・調査の困難さ、④連合国軍の反抗激化、⑤捕虜の激増と頻繁な移動・移管、悪疫・遭難などによる死亡者の多発を挙げている<sup>(121)</sup>。

「私は貝になりたい」の言葉で知られる加藤哲太郎は、戦争中に日本本土の数カ所の捕虜収容所で所長や職員を務めた経験から、医薬品の不足、捕虜収容所の寒さ対策の失敗、日本と欧米の文化の違い、食糧不足、重労働という具体的な問題に加えて、戦争の犯罪性、軍隊の教育・訓練、捕虜取扱いの本質的な困難さを捕虜虐待の原因として挙げている<sup>(122)</sup>。つまり、戦争においては殺人が最たる美德とされ、常に殺すか殺されるかの状況に置かれているので、人間は発狂するが、軍隊はそうした状況で人を殺せる兵士を養成しているのである。一方、国際法の知識を有する捕虜は享受することができる権利を知っており、捕虜収容所側が困難な状況の中で可能な限り厚意を示しても、それを当然のこととしてしか受け取らず、善意はまったく通じない。これが、自らの経験を通じて、加藤が達した結論である。また、寒さ対策として、加藤が所長を務めていた捕虜収容所にストーブがなかったので、自らの判断で、捕虜から知恵を借りつつ、ドラム缶でストーブをつくったことがあった。捕虜収容所にストーブがなかったのは、当時、その地域では日本兵もストーブなしで過ごしていたからである。加藤の行為は捕虜を日本兵と同様に待遇するという原則に反するものであった。「日本軍のすべての規則命令を無視しないと、常識と理性で行動できない」というのが、加藤の実感であった<sup>(123)</sup>。

泰緬鉄道建設で捕虜を使役した鉄道隊に所属していた樽本重治は、器材不足、意思疎通の困難さ、兵士個人の性格、日本人の社会的性格、軍隊教育、国際法教育の欠如、捕虜観、命令遂行への切迫感・焦慮、食糧不足、休息不足、被服支給の欠如、居住施設の不備、軍医不足、不衛生・衛生不感症、防疫不全、無理な移動、軍令と軍政の関係を捕虜虐待の原

(120) 俘虜情報局「俘虜取扱の記録」51～52ページ。第2代俘虜情報局長官兼俘虜管理部長の浜田は、1943年12月26日の俘虜収容所長会議の席で、私的制裁の原因を「言語不通ト我カ當事者ノ規則理解ノ不十分」にあるとしている（同上、52ページ）。

(121) 同上、102ページ。

(122) 加藤『私は貝になりたい』30～31、47、111、117、130、136ページ。

(123) 同上、136～137ページ。

因と認識しているようである<sup>(124)</sup>。

#### ウ 法律専門家・国際法学者

日本陸軍の法務将校で、1933年12月から1945年4月まで陸軍省法務局長を務めた大山文雄は、太平洋戦争における捕虜虐待など「戦争法規違反事項多発の原因」について、

- (一) 軍における国際法教育の不足
- (二) 政府、軍の宣伝の誤
- (三) 日支事変の悪影響
- (四) 俘虜管理陣容の不適切
- (五) 日本内地の無差別爆撃への復讐心
- (六) ジュネーブ条約「準用<sup>(125)</sup>」の不徹底

という観点から見解を述べている<sup>(126)</sup>。

(一) について、大山は、国際法の「教育そのものも決して充分とは云えなかった」が、「人間らしい常識さえあれば、凡そ判断はつくはず」と述べ、たとえ国際法を知っていても、「敵愾心のため」、違反行為が起きたのではないかと考えている。また、言語や習慣の相違から自然と意思の疎通を欠き、それが基になって問題が起きたとも述べている。

(二) については、東條の捕虜取扱いに関する言辞が「誤解されて行き過ぎとなった点があったかも知れない」と述べている。つまり、東條が「『俘虜を甘やかすな』と云ったことの意味は、規則通りに正々堂々とやり、悪い者は徹底的に取締れとの意味で、決して俘虜をいぢめよとの考えではなかったと思う」と言うのである。

(三) については、予備役が大量に召集され、前線に配備されるようになったため、軍紀・風紀が乱れ、その状態が太平洋戦争にも持ち込まれたという見方をしている。

(124) 樽本『ある戦犯の手記』36～41、50～51、77、102、129～131、140、147、168、178～179、193～197ページ。

(125) 太平洋戦争開戦後、捕虜が発生し始めると、交戦相手国である米英などから日本は捕虜待遇条約を適用する意思があるのかどうかについて照会があった。それに対して、日本は1942年1月29日、その「準用」(apply mutatis mutandis)を回答した。東條首相兼陸相(当時)が、戦後、東京裁判に提出した宣誓供述書によれば、「『準用』という言葉の意味は帝国政府においては自国の国内法規および現実の事態に即応するように壽府条約に定むるところに必要な修正を加えて適用する趣旨」(東條由布子編『大東亜戦争の真実——東條英機宣誓供述書』〔WAC、2005年〕185ページ)であった。この点に関しては、外務省も回答当時から同様の認識であった(一又正雄「戦犯裁判研究余論〔一〕——一九二九年捕虜条約準用問題」『国際法外交雑誌』第66巻第1号(1967年6月)14、21ページ)。

(126) 「元復員省法務調査部長、陸軍法務中将大山文雄氏からの聴取書」(1963年10月1日)北編・解説『東京裁判 大山文雄関係文書』207～211ページ。

(四) に関しては、捕虜収容所には「部下統率の感覚を持ったような現役軍人」ではなく、「予後備で、他では使いものにならないような二流三流の配員がなされ、殊に大切と思われる通訳が悪かった」と述懐し、これが「戦争犯罪の一つの大きな原因をなした」との認識を示している。

(五) は「大いにあった」とし、連合国軍航空機搭乗員に対しては、「軍よりも寧ろ一般住民が云う事を聴かず、軍はその制止に苦しんだのが実情である」と吐露している。

(六) に関しては、「準用」の「約束の徹底についてはその措置が甚だ曖昧であった」と述べている。

国際法学者の一又正雄は、「戦争中の捕虜虐待も、結局は、国際法無視という軍部および政府の首脳者らの態度に起因することは、疑いない」と真っ先に主張し、それに加えて、「戦争区域の拡大、捕虜の数のぼう大などの已むを得ない原因」もあったが、「満州事変以来の中国兵の取扱いの慢性的影響、はじめての大量の白人捕虜取得による慢心」といった民族的・人種的感情を大きな原因として考えている<sup>(127)</sup>。

同じく国際法学者として捕虜問題を研究している喜多義人は、日本軍による連合国軍捕虜虐待の原因を、捕虜の人道的取扱いに細心の注意を払わなかった軍中央部の怠り、国力、民族的・文化的差異、日本人の国民性に集約している<sup>(128)</sup>。そして、具体的には、捕虜観（日本人独特の降伏忌避思想）、国際法知識の欠如（とくに捕虜の権利について）、給養・医療制度の欠陥（医療施設の不備）とその水準の低さ（戦況の悪化に伴う食糧・医薬品の欠乏）、捕虜収容所の自然環境、捕虜収容所長の人格、労務の内容、日本人の死生観、私的制裁（ビンタ）の習慣、上官命令の絶対性（抗命不可）、戦場での異常心理、明治期の軍事指導者の引退、違法行為の公表の困難さを捕虜虐待の原因として挙げている<sup>(129)</sup>。

国際人道法を専門とする足立純夫は、国際法教育の欠如、物資の不足、給養・医療制度の欠陥、人道的待遇の本質的な困難さを日本軍による捕虜虐待の主な原因としている<sup>(130)</sup>。また、同じく国際人道法を専門とする藤田久一は国際法の軽視と捕虜観を挙げている<sup>(131)</sup>。

(127) 一又「戦犯裁判研究余論（一）」5ページ。

(128) 喜多義人「日本は連合軍の捕虜を虐待したか」秦郁彦編『昭和史20の争点 日本人の常識』（文藝春秋、2003年）152ページ。

(129) 喜多「日本軍の国際法認識と捕虜の取扱い」278、282、285、288、289ページ。同「日本は連合軍の捕虜を虐待したか」151～152ページ。同「旧陸軍諸学校における国際法教育」茶園義男編『BC級戦犯米軍上海等裁判資料』BC級戦犯関係資料集成11（不二出版、1989年）150ページ。

(130) 足立純夫「国際人道法再認識への道」『法と秩序』通巻74号（1983年9月）24ページ。同「連合国捕虜取扱い制度小史」175、195ページ。

(131) 藤田久一「国際法からみた捕虜の地位」木畑洋一、小菅信子、フィリップ・トウル編『戦争の記憶と捕虜問題』（東京大学出版会、2003年）2～28ページ。

(d) 歴史研究者

秦郁彦は捕虜をタブー視する日本独特の捕虜観が軍だけでなく一般国民の間にも浸透しており、したがって、軍においては国際法で認められている捕虜の権利を尊重しようとする気風に乏しかったことを指摘している。また、戦友を失ったことに起因する報復感情が影響している場合が少なくなかったとしている。さらに、捕虜虐待の原因を法制面の不備に求めるのは正しくなく、運用に適切さを欠いたと見るべきで、その責任は捕虜収容所員のレベルよりもむしろ東條に代表される軍首脳レベルが負うべきであると論じている<sup>(132)</sup>。

黒澤文貴は太平洋戦争に至る過程において、日本軍の内部でいくつかの大きな変化が生じ、それが連合軍捕虜の取扱いに影響したと見ている。黒澤がそうした変化として指摘しているのは、捕虜観の変化、軍事的合理性の優越、親西洋から反西洋への変化（国際法軽視）、ナショナリズムの強調、精神主義の台頭、皇軍意識の誕生である<sup>(133)</sup>。

内海愛子は捕虜管理システム構築の遅れとその機能不全、捕虜管理担当部署の人手不足・非効率性・人員の質・教育の不足と内容的な誤り、作戦地域の広大さ、捕虜の多様性・数の多さ、軍政と軍令の関係、国民感情、文化・風俗・習慣（体罰を温情と考えることを含む）・生活水準の違い、食糧・医薬品の不足、戦時下の心理状態（恐怖、興奮など）、捕虜収容所長のリーダーシップ、上官命令の絶対性、捕虜側の反抗・逃亡、戦況など数多くの要因を挙げている<sup>(134)</sup>。内海は、とりわけ南方の占領地域の捕虜収容所の監視員として雇傭された朝鮮人に関して、彼らが行った捕虜虐待の原因を、任地派遣前に釜山で受けた教育の内容（後述）、そこで植えつけられた捕虜観と私的制裁の習慣、日本軍において最下層に置かれた彼らにとって、それ以下の存在である捕虜が不満やストレスの捌け口、あるいは抑圧の委譲対象となったこと、日本人から受ける差別の克服意識であるとしている<sup>(135)</sup>。

小菅信子は殴打＝温情という思想、人命軽視・所命必遂という日本軍の特性、人権感覚の欠如、精神主義、捕虜観、復讐心、国際法教育、困難な海上輸送、食文化や習慣の違い、戦争が生み出す極限状態・特異性を挙げている<sup>(136)</sup>。

(132) 秦郁彦『日本人捕虜——白村江からシベリア抑留まで』上（原書房、1998年）50、101、140ページ。

(133) 2006年10月6日に防衛研究所で開催された戦争史研究会における黒澤文貴の報告「日本軍の連合軍捕虜の取扱いに関する一考察」。

(134) 内海『日本軍の捕虜政策』183、188～189、190、270、342～343、502、554、584、591ページ。同「日本の捕虜政策 戦時下の外国人の人権」『季刊 戦争責任研究』第3号（1994年春季号）15～16ページ。同『朝鮮人BC級戦犯の記録』49～50、55、77、131ページ。

(135) 内海『朝鮮人BC級戦犯の記録』vii、23、94、118～119、201～203ページ。

(136) 油井、小菅『連合軍捕虜虐待と戦後責任』24、31、40、48、57ページ。小菅信子「捕虜問題の基

食文化・食習慣の違い、栄養学の知識不足という「食」の視点から捕虜虐待の問題に一石を投じた中島千代は、日本軍による捕虜虐待の原因として、「食」にまつわる問題以外には、精神至上主義、休みの感覚の違い、躰けの仕方、軍医の数の少なさと能力の低さ、医薬品の不足、物資難、捕虜収容所の立地条件、近代の超克という思想、捕虜観、戦争が無理な給養計画に基づいて遂行されたことを挙げている<sup>(137)</sup>。

人種的・民族的偏見も日本軍による捕虜虐待の原因として忘れられてはいない。英国人であるフィリップ・トウル (Philip Towle) は

日本人の人種主義的考え方は戦争捕虜への態度に強い影響を及ぼした。日本人はヨーロッパ優位の時代が終わったことを示すために、さまざまなアジア人の眼前で西欧人捕虜をわざと辱める一方、中国人をはじめとするアジアの人々を西欧人を扱うよりもはるかに残酷に扱った

と述べている<sup>(138)</sup>。同じく英国人であるクリフォード・キンヴィック (Clifford Kinvig) も、日本軍による捕虜虐待の背後には、日本軍の軍事文化や戦略上の要請とともに人種差別の土壌があったと指摘している<sup>(139)</sup>。

日本人研究者の中にも人種的・民族的偏見を捕虜虐待の原因の一つであると論じる者はいらる。例えば、古屋はるみは白人への憎悪は強調されるべきではないとしつつも、次のように述べている。

日本人が、白人至上主義を我がものとしてアジア人に対し過酷な人種差別を行う一方で、白人捕虜をも非人道的に取り扱ったのは、つまるところ反白人主義の表れであり、白人に対する人種報復の表れでもあった。一言でいえば、日本の人種アイデンティティーは、白人至上主義の快諾のうえでの白人への自己昇格と、白人に対する潜在的敵意との矛盾する組み合わせであった……。第2次世界大戦中の捕虜取扱いに反映される日本の人種アイデンティティーは人種劣等感であり、それは〈至上〉の白人に対しては憧憬

---

礎的検討——連合国捕虜の死亡率と虐待の背景』『季刊戦争責任研究』第3号(1994年3月)22ページ。

(137) 中島「捕虜問題の比較文化的考察」(上)27～33ページ。同「捕虜問題の比較文化的考察」(中)28～30ページ。同「捕虜問題の比較文化的考察」(下)79、81～83ページ。

(138) フィリップ・トウル(木畑洋一訳)「戦争捕虜問題をめぐる西欧と日本」木畑、小菅、トウル編『戦争の記憶と捕虜問題』7ページ。

(139) クリフォード・キンヴィック(池田一人訳)「連合国捕虜と泰緬鉄道」木畑、小菅、トウル編『戦争の記憶と捕虜問題』68ページ。

と復讐のかたちを、〈劣等〉のアジア人に対しては隷属のかたちをとったのである<sup>(140)</sup>。

以上、旧日本軍が連合国軍捕虜に対して行った虐待行為の原因について、太平洋戦争終結後から今日に至るまでの間に、戦犯裁判実施当局や捕虜取扱いの当事者、そして、法学者や歴史研究者らが示している見解を紹介した。数多くの原因が具体的に挙げられているが、ある程度の共通認識を指摘することは可能で、日本軍による連合国軍捕虜虐待の一般的な原因の主たるものを、以下のようにまとめることができる。

- ①捕虜観
- ②国際法の軽視と教育の不足
- ③捕虜取扱いの陣容（職員等の質の低さ、人員不足）
- ④上官命令の絶対性
- ⑤食糧・医薬品の不足
- ⑥文化・習慣の違い（食習慣、私的制裁）
- ⑦復讐心
- ⑧人種的・民族的偏見

## （2）組織的・制度的・心理的原因とリーダーシップ

### ア 組織的・制度的原因

太平洋戦争開戦直後、日本軍は俘虜情報局を開設した。同局は開戦に際して設置される臨時の官庁で、陸軍省の外局であった。その任務は捕虜の情報収集・交換、銘々票の作成・補修などで、捕虜収容所との指揮関係はなかった。また、開戦後しばらくしてから、陸軍省軍務局に俘虜管理部を設置した。同部は捕虜の収容、労役、懲罰、待遇といった捕虜取扱いの一般的な計画などを担当したが、あくまで陸軍省軍務局の一部であって、軍務局長の監督を受け、決定には軍務局レベルの同意を得なければならなかった。また、捕虜の糧食を担任する経理局、医療を担任する医務局などの他の部局との関係は、横並び、もしくは格下になってしまっていた。つまり、俘虜情報局、俘虜管理部とも、組織として弱体で、権限が限られており、捕虜の管理業務を包括的に取扱っていたわけではなかった。そのうえ、俘虜情報局員と俘虜管理部員は兼務であり、捕虜の数の増大に人員の増加が間に合わず人手が不足し、業務は停滞した。俘虜情報局長官兼俘虜管理部長には将官が就いた

(140) 古屋はるみ「第2次世界大戦期における日本人の人種アイデンティティ」木畑、小菅、トウル編『戦争の記憶と捕虜問題』166ページ。

が、いずれも陸軍内で影響力を発揮できるような主流派の大物ではなかった。第3代の田中は病み上がりでもあった。したがって、俘虜情報局長官兼俘虜管理部長がその意思を通すには、東條首相兼陸相が主宰する陸軍省局長会報の席で、直接、東條の決済や承認を得てしまうというような苦肉の策を講じるほかなかったのである。

軍令と軍政の壁も障害であった。俘虜情報局と俘虜管理部は軍政系統に入っており、各捕虜収容所も陸軍大臣の統括下にはあるが、その管理長官は軍令系統の軍司令官もしくは衛戍司令官であって、捕虜収容所長も軍司令官もしくは衛戍司令官の隷下にあるというように命令系統が複雑な関係になっていた。したがって、俘虜情報局や俘虜管理部が捕虜収容所に何らかの改善を求めようとしても、直接、捕虜収容所長に命じることはできず、軍司令官もしくは衛戍司令官を経なければならなかった。軍令と軍政の関係から生じた問題については、すでに、泰緬鉄道建設でのケースを取り上げた際に言及した。泰緬鉄道建設作業は大本營の命令で行われているので捕虜の労務は軍令系統、捕虜収容所などでの捕虜の管理は軍政系統というように分かれてしまった。しかも、軍令の方が優位な立場にあったため、作戦を計画通りに実施するために、命令で示された期日までに建設作業を完遂しなければならないという命令の絶対性や軍事的必要性が捕虜の適切な管理という人道上の要請よりも優先され、捕虜は酷使される結果となった。東條さえも、この軍令と軍政の壁を崩すことはできなかったのである。

各捕虜収容所も、その所長のほとんどは予・後備役で、積極的に問題解決をはかろうとリーダーシップを発揮するようなタイプはあまりいなかった。その部下も本所、分所はまだしも、分遣所、派遣所となると、所長の手足となる下士官・兵や通訳者はわずか、もしくはまったくいなかった。捕虜の世話役である監視員には、内地では傷痍軍人を軍属として雇傭して用いた。外地や占領地域では、朝鮮人や台湾人などを軍属として雇傭して監視員とした。あるいは、所長以外は捕虜を使役する企業が提供する民間人の警戒員だけというところもあった。捕虜の監視要員は捕虜30人に対して1人が適当な人数と考えられていたが<sup>(141)</sup>、年ごとの平均値を見ただけでも、軍属1人あたりの捕虜の人数は1942年度は約60人、1943年度は約25人、1944年度は約47人、1945年は約23人というように<sup>(142)</sup>、1942年度と1944年度は明らかに人員不足の様相を呈している。

捕虜の取扱いに関する国際法や国内法令については、所長クラスに対しては赴任にあたって短期間の詰め込み学習を行っているが、下士官以下はそのような教育を受けていない。

(141) 「俘虜管理ニ關スル疑義回答事項ノ件」(1943年6月26日)(俘虜情報局「俘虜ニ關スル諸法規集」177ページ)。

(142) 茶園義男編・解説『大日本帝国外地俘虜収容所』BC級戦犯関係資料集成7(不二出版、1986年)24ページ。

軍属の監視員として雇傭された朝鮮人が受けた教育は陸軍の初年兵教育に類似しており、彼らは捕虜の取扱い方どころか、「軍人勅諭」や「戦陣訓」を通じて、上官の命令に対する絶対服従と捕虜に対する軽蔑意識を植えつけられ、そのうえ、私的制裁の悪習を叩き込まれた。このように、捕虜収容所や労務の現場では、国際法や国内法令の知識を欠き、上官の命令を拒否することができず、懲罰や矯正的手段としては私的制裁に訴える習慣を身につけていた軍属の監視員たちが捕虜を世話したのである。企業が提供した民間人の警戒員たちも大同小異であった。

国際法と国内法令の齟齬についても、制度的な原因の一つとして触れておかなければならない。太平洋戦争期の日本は公的には捕虜待遇条約を「準用」という態度を表明していたが、捕虜取扱いの現場で国際法が意識的に「準用」されることは稀で、国内法令が優先した。もっとも、伝統的に、捕虜の逃亡に対する厳罰や捕虜の面会に際する制限のような国際法の思想と相容れない規定は一部例外的に存在していたが、原則的には、国内法令は国際法に準拠して定められていた。それが、太平洋戦争の緒戦における勝利で驕りが生じ、とりわけ1942年4月のドーリットル空襲を機に、それまで捕虜待遇条約「準用」を基本方針としていた陸軍中央も、捕獲連合国軍航空機搭乗員を一般の捕虜とは異なる特別なカテゴリーに分類して、彼らを戦時国際法違反の重罪人として取扱い得る規定を設けたり、俘虜處罰法を改正(1943年3月9日)して罰則を強めたりするなどして、捕虜に対する懲罰の強化という方向へ進む。こうしたことによって、国際法と国内法令の齟齬が広まり、国内法令に則って捕虜を処遇したとしても、場合によっては、国際法違反になる可能性が増したのである。

このように、日本軍の連合国軍捕虜虐待の組織的・制度的原因としては、

- ①陸軍中央における捕虜管理担当部署の権限が弱く、人員が不足していたこと
- ②現場の捕虜収容所が適当かつ十分な人材(含、通訳者)を得ることができず、下士官以下が捕虜の取扱いに関する必要かつ適切な教育を施されていなかったこと
- ③命令系統が二元的で、軍令系統が軍政系統よりも優位にあったこと
- ④上官命令の絶対性
- ⑤私的制裁の悪習
- ⑥国際法と国内法令の齟齬

といったところを挙げることができるであろう。もちろん、これら以外にも、

- ⑦食糧・医薬品・被服等の補給体制の問題



- ⑧捕虜収容所の設備（含、医療設備、衛生設備）の問題
- ⑨軍医の不足とその地位と質の相対的な低さ
- ⑩捕虜の輸送体制の問題

なども組織的・制度的原因として指摘することができるであろうが、当時の時代背景、戦況、技術のレベル、日本の生活水準、医学・栄養学の水準ということも考慮しなければならないであろう。

#### イ 心理的原因<sup>(143)</sup>

自分の子供を虐待してしまう親の心理過程を、①孤立、②コミュニケーション技能の欠如、③低い自己評価、④子が自分の言いつけに快く従うことを期待するなど子供への非現実的な期待、⑤生活上のストレス、⑥自己主張の欠如と、そのことによるストレスの発散を弱者である子供に向ける「置き換え」といった点から分析している学者がいる<sup>(144)</sup>。

また、知的障害施設や社会福祉施設における援助者の利用者に対する虐待を、前向きな目的や理論的根拠の有無から「志向的」(利用者の治療、行動改善、状況改善、社会適応、社会復帰)と「無志向的」(本能的、利己的)に分け、さらに、虐待を行為者の自己本位な自らの価値観、理念に基づくもの、あるいは、行為者が属する集団とは異なる第三者の価値観、理念などの影響によってなされるもの(「自律型」)と行為者自身の意志や価値観、理念とは別に、行為者が属する集団内の他人または集団からの圧力や影響によってなされるもの(「他律型」)に分けて、虐待を①志向的自律型、②志向的他律型、③無志向的自律型、④無志向的他律型に分類して分析している学者もいる<sup>(145)</sup>。

これらの分析方法は、とりわけ、捕虜に対して虐待を行った捕虜収容所関係者の心理を分析する際に応用可能であると思われる。親は子を、施設職員は利用者を保護し、世話する立場であり、子や利用者は保護され、世話される立場である。そこから、親と子の間にも、社会福祉施設の職員と利用者の間にも、虐待の前提である力の不均等な関係が生じて

(143) 心理面にアプローチする方法は、行為者個人の言動に起因する虐待、あるいは行為者の不作為による虐待の原因を探るうえで有効である。

(144) 市川『施設内虐待』132ページに紹介されているE・C・ヨルゲンセンの分析。

(145) 同上、26ページ。双方の分析結果から共通点を見出すことができ、それによると、虐待は、①躰けや訓練といった名の下に行われること(志向性)、②攻撃性によること、③投影性同一視や攻撃者への同一化といった防御機制からの理解が可能なこと、④欲求不満によること、⑤利他主義によることなどであると言える(同上、132ページ)。「投影性同一視」とは、他者を鏡として他人の中に自分の自慢したいところや嫌悪しているところを見出し、他人を賞賛したり、非難したりすること。「同一化」とは、自分にとって好ましい人、理想とする人の特性を自分に取り入れて真似をしたり、欲求を満たしたりすること。「防御機制」とは、抑圧、逃避、合理化、同一化など、不安やストレスを解消する方法。

いる点が捕虜収容所関係者と捕虜の関係と共通している。また、一定の社会的・空間的枠組みの中で、日常生活を共同で営むという状況も共通している。

まず、自分の子供を虐待してしまう親の心理過程分析の例にならって、捕虜虐待の心理を検討してみる。

#### （ア）孤立

太平洋戦争期、日本では軍だけでなく一般国民も、捕虜となることは不名誉・恥であり、捕虜となった者を蔑視するという捕虜観を有していた。したがって、捕虜を取扱う任務は自己および周囲のそうした捕虜観と矛盾する行為であり、他の軍関係者や一般国民とは異なる目的や行動規範を有していた。そのため、自己矛盾にさいなまれて心の中に葛藤が生じたり、外部からの非難や抗議の対象になったりした。そうした孤立状態は捕虜収容所関係者の心理に影響し、不満や不安、ストレスとなったと想像し得る。それを発散する方法として、捕虜を対象とする身体的・心理的虐待に及んだのでないか。さらに、捕虜の取扱いは期待や評価の低い後方の任務であったので、そこに配置された者は取り残されたという孤立感を抱いたとも思われる。こうしたことから、任務に対して無気力もしくは自暴自棄となり、ネグレクトに分類されるような虐待行為や身体的・心理的虐待、拘束につながったのではなからうか。

#### （イ）コミュニケーション技能の欠如

太平洋戦争当時、将校の一部を除いて、連合国軍捕虜の母国語である英語、オランダ語などの運用能力に長けた軍関係者は少なく、捕虜と直に接する機会の多い監視員・警戒員で日常のコミュニケーションをはかる上で最低限必要な外国語運用能力を身につけている者は、いたとしても極めて少数であったろう。そうなると、通訳者が頼りであるが、その数は全捕虜収容所に充足できるほどではなかった。したがって、捕虜と捕虜収容所関係者の間の意思の疎通には、かなりの支障があったことは容易に想像できよう。その場合、捕虜収容所側からの捕虜に対する説明は自ずと不十分になり、場合によっては省略されても不思議ではない。当然、相互理解は困難、もしくは不可能になる。誤解や疑心暗鬼、葛藤、焦燥感が生じ、さらに、それらを源とする恐怖、不安、ストレスなどから虐待行為が発生した可能性は高い。言語能力が低い人は、人を説得したり、効果的な主張を行ったりする自信がないので、社会的な葛藤を解決するにあたって腕力に訴えることが多い<sup>(146)</sup>。

---

(146) 大淵憲一『攻撃と暴力——なぜ人は傷つけるのか』（丸善、2000年）58ページ。

## (ウ) 自己評価

先に述べたように、捕虜の取扱いは後方の評価の低い任務で、二流、三流の者や年輩者が配置されるポストと考えられていた。評価は他者が行うものではあるが、評価を下された者は自身もとりあえずはそうした評価を甘受しなければならず、当然ながら、それによって、落胆、意気消沈、失望したり、あるいは反対にそうした評価に不満を抱いたり、激しく憤ったりする。また、本来、自分がやりたいと思うことをやらせてもらえないという欲求不満や苛立ちもあったろう。そこから無力感、虚無感、あきらめ、あるいは反対に焦燥感・攻撃性（自暴自棄）が生じ、前者の場合はネグレクトに、後者の場合は身体的・心理的虐待などにそれぞれ分類されるような虐待行為につながったのではなからうか。こうした現象は、心理学的に説明すれば、うつなどの「気分障害」を原因とする「解離症状」、もしくは「不完全燃焼症候群」と言えるかもしれない<sup>(147)</sup>。

朝鮮人や台湾人の監視員が捕虜を虐待した場合も、自己への低い評価が原因の一つであったと言えるかもしれない。彼らは民族的に差別されていた。日本人からそういう低い評価を与えられていることは自分たちも承知していた。そこで、そうした立場からの向上・脱却をはかるために、捕虜の虐待という行為を通じて、ある部分で、自己を日本人と同一化しようとしたのではなからうか。あるいは、自己を日本人と同一視してもらうことを期待したのではなからうか。もしくは、捕虜虐待を行うことそのものが自己と日本人との同一化の結果であったとも言えまいか。この論理は、同時に、日本人の中でも低い立場に置かれていた傷痍軍人にも、あてはまるかもしれない。いずれにしても、捕虜に対して高圧的な態度に出るということは、自己に対する低い評価の裏返しであったと考えられよう。

捕虜収容所関係者が捕虜から低い評価をなされた場合、あるいは、そのように誤解した場合もある。これは言語の不通や習慣の違いの影響も考えられるが、このように、名誉や体面が傷つけられたり、面目を失いそうになると、人は攻撃的な行動に出る。これは、「防衛的自己呈示」、もしくは「体面操作」と呼ばれる<sup>(148)</sup>。

## (エ) 自分の指示に快く従うことを期待するなど非現実的な期待

日本軍においては、初年兵の段階で上官命令の絶対性が叩き込まれる。したがって、地位の低い捕虜が上位者である捕虜収容所関係者の指示やその示したルールに従うのは当然であり、与えられた目標を達成すること、少なくともそのために必死で努力することは当たり前前であると考えられる習慣が身につけていたし、それが当時の捕虜観ではなかったか。命

(147) 藤本編著、荒賀、東、角ほか『暴力・虐待・ハラスメント』64、171ページ。

(148) 大淵『攻撃と暴力』68ページ。

令に対して異議を唱えたり、疑問を呈したりするなどはもってのほかであった。ところが、捕虜の中には指示に従わず、ルールを守らず、労務に精を出さない者がいる。自己の権利を主張したり、それが受け入れられないとサボタージュしたり、反抗したりする者もいた。そうした態度を矯正するために、咄嗟に私的制裁などの身体的虐待や不当な拘束に及んだり、時間を置いてからの心理的虐待やネグレクトといった虐待行為に及んだりしたのではなかろうか。

#### （オ）職務上のストレス

捕虜取扱い担当者も上官の命令で捕虜を管理したり、使役したりしているわけで、捕虜が自分の期待どおり行動しなければ、自分が上官の命令に違反したことになる。ただでさえ、戦時下で物資は乏しく、軍隊内や一般国民の間での捕虜に対する感情は悪く、捕虜収容所関係者は非国民呼ばわりされることもあり、物資の調達や施設の整備も難しい状況に置かれている。しかも、捕虜たちは捕虜収容所関係者の必死の努力も当然のこととと思っている。こうしたさまざまな要素から、かなりのプレッシャーを感じていたと考えられる。中でも、任務遂行という職務上の責任からのストレスは大きかったのではなかろうか。

#### （カ）ストレスの発散を弱者である捕虜に向ける「置き換え」

「抑圧の委譲」あるいは「圧迫の委譲」とは、丸山真男が日本軍の秩序維持原理を説明する際に用いた概念であるが<sup>(149)</sup>、心理学ではこれを「置き換え」と言う。この「置き換え」が捕虜取扱いの場でも見られたと論じることは可能であろう。捕虜の監視を任されたのは軍属であり、日本本土では傷痍軍人、外地や占領地域では朝鮮人や台湾人が主体であった。彼らは日本軍のヒエラルキーの最底辺に位置づけられていた。その彼らよりもさらに低い地位に置かれていたのが、捕虜であった。軍属たちにとって、捕虜は自らのストレスを発散させる対象となり得るほとんど唯一の存在であり、しかも、最も身近に存在していたのである<sup>(150)</sup>。

次に、知的障害施設や社会福祉施設における援助者の利用者に対する虐待の例にならって、捕虜虐待の心理を検討してみる。ここでは、虐待行為における前向きな目的や理論的根拠の有無と、行為が自発的であるのか、それとも他者からの圧力や影響であるのかという点がポイントとなる。

(149) 丸山真男『現代政治の思想と行動』増補版（未来社、1964年）25～26ページ。

(150) 目上に対して攻撃を仕掛けることはめったにない。報復を恐れて抑制が働くのである（大淵『攻撃と暴力』58ページ）。

#### (キ) 志向的自律型虐待

志向的の意味は、施設利用者の治療、行動改善、状況改善、社会適応、社会復帰などの前向きな目的や理論的根拠があるということであり、自律型の意味は、虐待を行為者の自己本位な自らの価値観、理念に基づくもの、あるいは、行為者が属する集団とは異なる第三者の価値観、理念などの影響によってなされるものということである。つまり、志向的自律型虐待には前向きな目的や理論的根拠があり、行為者はその行為によって効果がもたらされることを確信しているのである。このとき、行為者の側に虐待を行っているという意識は希薄、もしくは皆無である。

例えば、捕虜に対する虐待行為とされる私的制裁のうちでも軽度のもは、日本の一般社会や日本軍の中で、躰げや矯正、懲罰、秩序の維持などの手段として、習慣的に用いられていた。捕虜に対して虐待を行った者も、私的制裁によって、躰げや矯正を受けてきたのである。確かに、私的制裁は、はじめは他者から受けるものであり、そのときは自らその価値を認識してはいないが、次第に、私的制裁の効果を自らも認めて、躰げや矯正の手段としての価値を肯定するようになる。あるいは、躰げや矯正の手段としては私的制裁しか考えられなくなる。そうした段階に達している者が、捕虜に対しても、私的制裁を躰げや矯正の効果ある手段と認識して行うとき、志向的自律型虐待と言えるのである。このことは、営倉入りや食糧の減量といったレベルの罰についても言えよう。何よりの証拠に、こうした私的制裁によって、捕虜が矯正される、あるいは少なくとも恭順の態度を示すなどの期待した効果を得られたと判断されれば、志向的自律型虐待は中止される。

#### (ク) 志向的 he 律型虐待

他律型とは、行為者自身の意志や価値観、理念とは別に、行為者が属する集団内の他人または集団からの圧力や影響によってなされるものを言う。したがって、志向的ではあっても、その効果に関しては、まだその価値を行為者自身は確信していない段階において、例えば、躰げや矯正を目的とした体罰を行ったような場合、この志向的 he 律型虐待になる。このタイプの虐待は、自発的であるよりもむしろ、上官の命令のような形で強制的になされる方が一般的である。また、手段として虐待行為を用いたいと考えていないとき、もしくは、本来はそうすることに否定的な考えを持っている者が、その場の雰囲気の影響されて捕虜を虐待してしまうような場合も、前向きな目的が存在すれば、この志向的 he 律型虐待になろう。

自らの信念に反してまでも虐待を行うのは、上官の命令や日本軍の規律、あるいはその場の雰囲気によって虐待行為を合理化し得るからであるとも言える。また、命令の場合は

責任の転嫁、集団内における行為の場合は責任の拡散をなし得る<sup>(151)</sup>。

#### （ケ）無志向的自律型虐待

無志向的とは、虐待行為に前向きな目的や理論的根拠がなく、本能的、利己的であるという意味である。このタイプの虐待の最も典型的なものは、一時的な激憤によって、何ら落ち度のない捕虜に対して八つ当たりの行いを行う虐待である。要するに、自らの欲求不満やストレスなどから捕虜に対して身体的・心理的虐待を加えたり、捕虜を拘束したり、あるいは、反対に、無気力や嫌悪感から必要な対処を怠ったりすることが、この範疇に入る虐待なのである。

また、「社会学習モデル」によれば、暴力を頻繁に目撃したり、自身が暴力を受けた経験があったりする者は、暴力に親和的になり、他者に対して虐待を行う可能性がある<sup>(152)</sup>。日本軍においては私的制裁が悪習として日常茶飯化しており、ましてや当時は戦争という人の殺傷が最高の価値を有するような状況下に置かれていたわけである。そうした環境がいわば虐待不感症とも言える病理をもたらしただのかもしれない。

#### （コ）無志向的 he 律型虐待

このタイプの虐待の典型は、上官の命令や日本軍の規律、その場の雰囲気などによって捕虜を殺害したり、負傷させたり、あるいは、傷病の捕虜に適切な治療を施さなかったり、食事や休息を与えなかったりといったケースである。いずれも、その行為が少なくとも虐待対象である捕虜に肯定的な結果をもたらすはずのないことを承知しながら、行為者の本来の意思ではなく、自分が属する集団内の他者や集団からの圧力や影響によってなされる虐待行為である。その裏には、集団の一員として、そうした行為に及ばなければ疎外されたり、孤立したりすることになるのではないかという恐怖や不安が左右している場合があり得る<sup>(153)</sup>。また、命令であれば、責任転嫁や合理化が可能である<sup>(154)</sup>。

このように、知的障害施設や社会福祉施設における援助者の利用者に対する虐待の例にならって、捕虜虐待の心理を検討してみると、捕虜に対する虐待と判断される行為をなした場合にも、その行為に前向きな目的があり、しかも、その効果を期待してなされた場合

(151) 同上、169ページ。

(152) 藤本編著、荒賀、東、角ほか『暴力・虐待・ハラスメント』78～79、127ページ。

(153) 同上、170ページ。

(154) 服従に関しては、スタンリー・ミルグラムによる電気ショックを用いた有名な研究がある (Stanley Milgram, "Behavioral Study of Obedience," *Journal of Abnormal and Social Psychology*, Vol. 67, No. 4 [1963], pp. 371-378)。

と、そうではなく、本能的、利己的に捕虜を虐待したことがあることを区別して原因を追究することができる。また、それが行為者の自発的な意思によってなされたものなのか、他者の意思や集団の影響によってなされたものなのかという観点からも分析可能であることが明らかになった。もっとも、目的の有無や善悪、自発的か否かにかかわらず、虐待は虐待である。

#### (サ) 復讐心

ここまでの捕虜虐待に関する心理的な原因分析でカバーできていない心理的な原因があるとすれば、その一つは復讐心である。これは捕虜の虐待について考えるとき、決して忘れてはならない心理的原因である。デーヴ・グロスマン (Dave Grossman) は、戦場においてすら、人が人を殺すことが心理的にいかに難しいかを説いている。しかし、それでも戦場における兵士が殺人に対して肯定的になれる場合があるという。それは、殺された戦友の仕返しをするという理由があるときなのである<sup>(155)</sup>。兵士でなくても、殺されたのが戦友ではなくとも、この復讐心については、殺人の動機となる。つまり、一般人であっても、殺されたのが家族や同胞であれば、仇を討ちたくなるのが人情である。捕虜に対する敵意はそうしたことから生じているのであり、それが捕虜虐待の心理的な原因になっている。その最たる例が、捕獲敵国航空機搭乗員に対する虐待ではなかったろうか。復讐心は、上官の命令によって捕虜を処刑しなければならなくなった者が、殺人行為を心理的に合理化するための材料ともなった。

#### (シ) 人種的・民族的感情

先の捕虜虐待に関する心理的な原因分析でカバーできていない心理的な原因をもう一つ挙げるとすれば、それは人種的・民族的感情である。白人捕虜虐待に至る心理のプロセスは、複雑で、説明も難しい。太平洋戦争前の日本人は、白人である欧米人に対して劣等感を抱いていた。それが太平洋戦争の緒戦における勝利と大量の白人捕虜の獲得を目の当たりにして心理的な逆転現象が生じ、それまで劣等感の影になりを潜めていた人種的な敵意や憎悪が、報復の機会を得て、捕虜虐待という形で表出したのではなかろうか。

捕虜虐待の心理的原因についてまとめつつ、それをもたらす外的要因について考えておきたい。

(155) デーヴ・グロスマン (安原和見訳) 『戦争における「人殺し」の心理学』(筑摩書房、2004年) 261 ページ (David A. Grossman, *On Killing* [1995])。

捕虜の虐待には、さまざまなストレス、不満、不安、恐怖、焦燥感、孤立感、自暴自棄、怒り、意気消沈、無気力、復讐心、人種的・民族的感情などの心理が働いている。これらの心理状態一つ一つは必ずしも相互に排他的ではなく、同一虐待行為者内に同時にいくつものこうした心理が共存していたということは十分に考えられる。ただでさえ、常に生命の危険を意識せざるを得ない戦時下という憂鬱で、しかも、緊張状態・閉塞状態が続いている状況において、何らかの外的な要因によって心理的なバランスを保ち得なくなり、ストレス発散の対象として捕虜が存在する場合に、その虐待という行為に及んでしまったのであろう。また、そこに至るには、それまでの暴力の「社会学習」「防衛的自己呈示/体面操作」「合理化」「責任転嫁」「同一化」「置き換え」といった心理過程を経ていると考えられる。

上官の命令による場合は別として、生来的にサディスティックな性格を有している者でなければ、虐待行為者は、ほとんどの場合、このように、何らかの外的な要因によって心理的なバランスを崩して捕虜の虐待に及んだと考えられる。すでに述べているように、任務遂行・命令完遂に対するプレッシャー、一般国民や他の軍関係者の無理解・非難、孤立状態、自己に対する低い評価などが心理的な負担になっていたと考えられる。そこに、ストレス、欲求、葛藤を発散させる引き金となるような直接的なきっかけが生じた場合、その矛先が捕虜に向かうと捕虜虐待となった。その直接的なきっかけとして考えられるのは、例えば、捕虜が指示に従わない、規則に違反する、反抗する、サボタージュする、逃亡する、権利を要求する、不満を述べるなど、捕虜が自身の期待に反する行動や態度を示したり、言葉を発したりすること、あるいは、自身が上官から叱責される、戦闘や空襲などによって戦友や同胞が捕獲された捕虜本人もしくはその同国人によって死傷させられるといったことである。

#### ウ リーダーシップの問題

指導者のリーダーシップが効果的に発揮されないケースとして4つのケースを想定して、捕虜虐待の原因をリーダーシップの観点から検討する。

(ア) 制度上の問題で、指導者がリーダーシップを発揮できない、もしくは、その効果が表れないケース

俘虜情報局長官兼俘虜管理部長に関しては、すでに述べたように、制度上の問題で、リーダーシップを発揮できないようになっていた。俘虜情報局長官には捕虜収容所との指揮関係がなく、俘虜管理部長は軍務局長の監督を受ける立場にあった。苦肉の策として、上



村初代俘虜情報局長官兼俘虜管理部長が用いたのが、陸軍省局長会報の席上で、直接、東條首相兼陸相の決裁を得てしまうという方法であった。そうでもしなければ、自らの提案を容易に採用に至らしめることができなかつた。このように、中央の捕虜取扱い専任者であった俘虜情報局長官兼俘虜管理部長のリーダーシップは、制度上の問題で、陸軍省内においても、捕虜収容所に対しても、発揮されることが難しかったのである。陸軍内で影響力を発揮できそうな主流派の大物が俘虜情報局長官兼俘虜管理部長になることはなかつたが、仮に、そうであったとしても、リーダーシップを存分に発揮することは難しかったのではなからうか。東條でさえ、泰緬鉄道建設における捕虜の処遇改善に成功しなかつた例に見られるように、軍政と軍令の壁を越えることは、並大抵のことではなかつたのである。

#### (イ) 指導者がリーダーシップを発揮しないケース

各捕虜収容所長は、少なくとも制度上、捕虜収容所の運営や捕虜の管理については広範囲の権限を掌握していたと言える。捕虜の給養、懲罰、面会、救恤品なども所長の管掌であったし、軍医からの医薬品や医療設備に関する調達要求にも所長の決裁が必要であり、拒否することも可能であった。もっとも、例外はあり、例えば、捕虜の労務に関して命令を受けた場合、命令で示された数の捕虜を提供しなければならなかつた。捕虜の移動に関しても同様であった<sup>(156)</sup>。ただし、その人選は捕虜収容所長の権限で行うことができた。このように、捕虜収容所長はその担任する収容所においては一国一城の主であった。したがって、リーダーシップを発揮しようと思えば、いくらでも可能であった。しかし、そのリーダーシップを発揮しなかつたり、リーダーシップの発揮を誤つたりしたケースがある。

捕虜収容所長は評価や期待の低い後方の任務であり、年輩者や二流、三流の無能な将校が充てられるポストとされ、実際、戦争中は、主として予備役の召集者が就くことが多かつた。したがって、このポストに配置された者は期待されていないことを自覚したとしても当然であり、よほどのことがない限り、捕虜の待遇改善に積極的になるなどということはない。必要最低限の義務が果たせればよいのであり、中には、それすら果たさなかつたケースも見受けられる。こういうタイプの所長は、部下が捕虜に対して私的制裁を行つていても、それを口頭で注意するのが関の山で、その禁止を徹底するようなことはない。結局、無気力、あるいは消極的な性格からリーダーシップを発揮しなかつた所長は、捕虜に対してネグレクトに分類される虐待を行つたことになるのである。

(156) 分所長、分遣所長、派遣所長には、本所長の命令や決定に従わなければならないという制約はあつた。

(ウ) 指導者のリーダーシップそのものが誤っているケース

リーダーシップの発揮を誤ったケースとは、とりもなおさず、捕虜収容所長が自ら捕虜を虐待したり、あるいは、部下に捕虜虐待を命じたりするような場合である。戦後、バタビア(ジャカルタ)で開廷された戦犯裁判(臨時軍法会議)で死刑第1号に処されたバタビア俘虜収容所長は、前者のケースの典型であろう<sup>(157)</sup>。一方、逃亡捕虜の処刑を命じたことのある福岡俘虜収容所本所長は、後者のケースに該当しよう。彼の逃亡捕虜処刑命令は、のちの福岡俘虜収容所第17分所(大牟田)での逃亡捕虜刺殺に影響した<sup>(158)</sup>。

(エ) 指導者のリーダーシップが理解されない、もしくは誤解されるケース

リーダーシップが正しく理解されず、誤解された最たる例は、すでに何度か言及した1942年6月と7月に実施された外地と占領地域に開設された捕虜収容所の初代所長に対する集合教育において、上村俘虜情報局長官兼俘虜管理部長が代読した東條首相兼陸相の訓示であろう。同訓示における「人道ニ反セサル限り嚴重ニ之ヲ取締リ且一日ト雖モ無爲徒食セシムルコトナク其ノ勞力特技ヲ我カ生産擴充ニ活用スル等總力ヲ擧ケテ大東亞戦争遂行ニ資センコトヲ努ムヘシ」というフレーズが捕虜の酷使にお墨付きを与えたものと解され、事実上、捕虜が過酷な労務を強いられる論拠、捕虜の将校が自発的な労務を強いられる論拠となった。東條自身は捕虜待遇条約を「準用」する立場であったので、基本的に同条約や日本の国内法令を逸脱してまで、捕虜を労務で酷使する考えはなかったと思われる。しかし、東條の訓示は、国際条約の「準用」を謳った部分は忘れ去られ、上記の部分のみが一人歩きすることになった<sup>(159)</sup>。

また、これもすでに述べたことであるが、第3代俘虜情報局長官兼俘虜管理部長の田村が唱えた営倉処分の厳正化も誤解された。田村は捕虜に対する私的制裁を根絶する目的で、懲罰の手段としての営倉の効果を再認識するよう促したのであったが、捕虜収容所長の中には、これを捕虜に対する懲罰強化を求めるものと誤解し、それまでの私的制裁に加えて、営倉処分をも科して、捕虜に二重の苦しみを味わわせる者が現れたのである<sup>(160)</sup>。

このように、太平洋戦争期における日本軍による連合軍欧米人捕虜虐待の原因をリーダーシップの観点から検討した場合、中央における俘虜情報局長官兼俘虜管理部長の地位

(157) 茶園義男編・解説『BC級戦犯和蘭裁判資料・全巻通覧』BC級戦犯関連資料集成15(不二出版、1992年)84ページ。内海『日本軍の捕虜政策』403ページ。

(158) 山下『罪祭』124、134~135ページ。

(159) 「戦陣訓」も「生きて虜囚の辱を受けず」の部分が一人歩きした。

(160) 田村は函館俘虜収容所第1分所(室蘭)を訪れた際、同分所長の平手嘉一と同席していた函館俘虜収容所本所長の江本に、「捕虜を監禁している期間、食事を止めれば処罰はさらに効果的になると意見を述べた」という。これはリーダーシップが誤っている例である(北海道新聞社編『処刑』76~77ページ)。

や軍令と軍政という命令系統の二元性といった制度上の問題と、俘虜情報局長官兼俘虜管理部長を含め、各地の捕虜収容所長など捕虜取扱いの責任者に必ずしも優秀な人材を得ることができず、全体的に質が低かったという問題が影響していたことを指摘し得る。こうした問題は、主として、

- ①日本軍の捕虜観
- ②戦域の拡大と不利な戦況による人的資源、とりわけ現役将校の不足
- ③予想をはるかに超える膨大な数の捕虜を抱え込んだこと

に関係していると言えよう。

## おわりに

本稿では、太平洋戦争期における旧日本陸海軍の将兵・軍属等による連合国軍欧米人捕虜虐待の原因を分析した。したがって、日本軍による捕虜取扱いの失敗例を集中的に取上げて論じることにしたため、成功例についてはほとんど言及していない。そのため、本稿が太平洋戦争期の日本軍による捕虜取扱いの一面のみを扱ったにすぎないものであるという誇りは免れないであろう。また、捕虜虐待の原因分析に関しては、一般的な原因論を紹介するにとどまらず、あわせて、組織的、制度的、心理的な側面からの原因分析も試みた。異なるアプローチを採用することによって、新たな原因論を展開することができるのではないかと考えたからである。

さらに、本稿は捕虜虐待の原因を日本側を主な対象として追究した。これも一面的であるとの批判を受けるであろう。本稿でも若干は言及したが、捕虜の側に虐待を誘引する原因がまったくなかったのかという問題である。この場合、とりわけ検討しなければならないのが、「不良捕虜」とでも呼称すべき性質の良くない捕虜の存在である。そうした捕虜は数こそ多くはなかったが、盗癖や逃亡癖があり、トラブルを引き起こした。何度、営倉処分を受けようとも、解放されれば即座に犯行を繰り返した。こうした「不良捕虜」は捕虜収容所内の秩序を乱して管理者側に余計な苦勞をかけただけでなく、他の捕虜たちにとっても規律を乱す迷惑な存在であった。太平洋戦争期にはこうした「不良捕虜」の矯正に成功せず、已むを得ず処刑した例がある<sup>(161)</sup>。戦後、この種の行為をなした責任者は戦争犯罪人として裁かれているが、こうした悲劇が起きないようにするために、いかなる方策

(161) 上坂『巣鴨プリズン13号鉄扉』53～58ページ。

が採られるべきであったろうか。

（たちかわきょういち 戦史部第1戦史研究室主任研究官）